

昭和五十一年八月二十五日発行

萬葉學會

漢籍享受の問題に関して……………小島憲之(一)

「色に出づ」考——慣用句と発想法……………駒木敏(二)

礪波路と之乎路……………黒川総三(三)

令集解「古記」にみえる「魏徴時務策」考……………東野治之(四)

——大宰府出土木簡をめぐって——

黄葉片々

「澄」の仮名存疑……………木下正俊(五)

彙報……………(六)

紹介……………(四・六)

会員名簿補訂……………(三)

萬葉

第九十二號

昭和五十一年八月

第九十一號目次

赤人の吉野讚歌……………	清水克彦
——作歌年月不審の作群について——	
旅人の帰京行程……………	林田正男
——宮本氏説に関連して——	
憶良における陶淵明の影響の問題……………	黒川洋一
——「貧窮問答の歌」をめぐって——	
大仏開眼会の漢詩……………	蔵中進
黄葉片々	
かげろふの石……………	奥村恒哉
書評	
伊藤 博著『萬葉集の構造と成立』(上・下)……………	渡瀬昌忠

漢籍享受の問題に関して

小 島 憲 之

一

上代人の漢籍享受の態度について云へば、令の規定による必須書のほかは、彼等は必ずしもすぐれた作品を取捨選択した上でのことではなかつた。これは恐らく明治大正期に於ける西洋文学の摂取の場合にもある程度当てはまることであらう。唐代小説『遊仙窟』を例にすれば、それがもとの唐土に残らないのは、週刊誌ポムノ的小説であるこの書が夜の「あだ花」として「ケ」の部分にのみ咲き誇り、「ハレ」の世界にその居場所を持たないためでもある。特に経書を古典として儒教的世界に住む中国の知識人にとつては、少なくともおもて立つてこの俗間小説を読むことは、憚られることであつた。『遊仙窟』は、「ケ」の世界にのさばる。しかし遣唐使一行の場合はこれと事情を異にする。任務遂行後のうらやすさ、他国のあだ花に心が動揺するのは今も昔も変らぬ異邦遠客びとのならひ、ここに『遊仙窟』が盛んに購入されたのは、うべなはれることである。『新唐

書』(卷一六一、張薦伝)に、「新羅・日本ノ使至レバ、必ズ金宝ヲ出シテ其ノ文ヲ購入ス」と。当時書肆と筆耕者とは密接な關係にあつたと云ふ^①。渡唐者は書写を業とする者からひそかに一枚二枚三枚と書いてもらつたり、或は書肆の主人に高値を吹きかけられつともかくも大金を支払つたりして、成書一卷、心はづませて帰国したのである。奈良京に帰れば、『遊仙窟』は今来いまきの舶載書、もはや闇の書ではない。宿痾に悩む山上憶良が、やがて逝くべき病床にありながらも、「遊仙窟ニ曰ク、九泉下ノ人、一錢ニダニ直あたひセズ」(『萬葉集』卷五、沈痾自哀文)と述べて、『遊仙窟』を表面に押し出したのも、『遊仙窟』を経書の類と大差のない位置に考へてゐた証拠と思はれる。中国人が自己の詩賦や散文などに、この下げの下げの『遊仙窟』を利用することはまづあり得ない。盛唐詩人杜甫が作詩に際して「文選語」をよく使用したのは、『文選』の伝統性典故性を重んじたことによる。しかしわが上代人は伝来書の価値その品位如何を問題とはせず、輸入するままに、すぐその書に飛びつき、それを享

受する。そこに当然のことながら本場の中国人の対書籍の態度とは著しい差がある。

二

漢籍の伝来するや、その享受のあかしとして、上代作品の中にその語句の姿が現はれる。しかもそれぞれの伝来書の語句は、「一度だけ姿を見せ、二度と出現しない」と云ふことはない。つまり某伝来書の語句は上代作品の中に少なくとも二、三回は姿を現はす。正倉院御物『杜家立成(雑書要略)』にしても、そこにみられる表現が『萬葉集』の中にボツボツ利用されたこと、嘗つて述べたので、ここでは同じ例は繰返へさない。過去のことになるが、私としてはかなり新しい例、『杜家立成』の指摘は、山上憶良作「貧窮問答歌」の、

甌こしきには、蜘蛛くもの巢ねかきて、飯炊いひかしく、ことも忘れて……(八九二)にも及ぶ。それは、『杜家立成』の「知故ニ就キテ粟麦ヲ乞フ書」の、

芸鋤術うんじよすべ寡なク、耕種すべ方なモ無シ。去いニシ夏麦くわちゆうハ蝗虫わらひニ被おほハレ、今ノ秋粟あしハ蜡さニ遭あヒテ死ヌ。衆諸もろひとかんか輒②軻か、庶事もろことちゆんてん遮て遭あ。早晚すべニ苗なモ、一すべテ獲ル所無シ。塵生ちりジテ甌こしきニ満みチ(「塵生満甌」)、貧婦炊かひクコト忘ル(「貧婦忘炊」)……(原文漢文、試訓)

である。不作のために粟麦の類を乞ふこの書翰例の一部を歌人憶良は抽出改作し、自作の歌句として世間の貧窮性を盛り上げたのである。『杜家立成』は尺牘文例の書、所謂「書儀」の一つ、この書が萬葉人の目に触れ、『萬葉集』の諸処にその姿をみせる。

書簡文範である書儀と云へば、卷五の冒頭の大宰帥大伴旅人の「報凶問歌一首」(七九三)の前に附せられた詞書(或は歌序)が思ひ出される。この詞書については、すでに書翰の体をまねたかと推定したことがある^③。書翰体は王羲之の法帖類にみる如く、その文体は六朝的なコンパクト型を拒否し、また措辞の面から云へば、正統的な漢籍にはあまり使用されない語を含み、特に「俗語」——「珍重」(ごきげんよく)「大都」(おほよそ)などはその一例——の姿が目立つ。旅人の詞書、

禍わざ故こ重おも畳たま、凶問きつもん累つら集あ。永懷ながい崩心なげ之悲の、独流ひとり断腸たつちゆう之泣の……筆不厭言、古今所歎。の中にみえる「禍故」の如き用例がなかなか発見しがたいのも不思議ではない。この語は恐らく「書儀語」の一つであらう。「禍」は不幸、災難の意、「凶禍」に同じ。「凶禍」は、王羲之の「穆松帖」の一つにも、

七月十六日羲之報。凶禍累仍、周嫂棄背、大賢不救。哀痛兼傷、切割心情、奈何奈何。遣書感塞。羲之報。とみえる。この「凶禍累仍」(不幸がしきりに重なる)は、旅人の

「禍故重疊、凶問累集」に同じ。「禍故」の「故」は、『周礼』（卷三、宮伯）の「国有_レ故、則令_レ宿」（鄭司農云、故謂_二禍災_一、令_レ宿、宿衛王宮_二）にみえる「故」に同じ。―但し井上通泰説（『萬葉集雜攷』）は、「故は事なり」と云ふ。つまり「禍故」は重言であり、人の死をめぐる不幸、わざはひなどを示すことば。敦煌出土書儀類の一つに「佚名書儀」（P.3637）がある。これは凶事に関する文範であるが、その中に「禍」「凶衰」「凶故」「凶故無常」「不意凶故」など）などの語が多い。「凶故」は「凶禍」に同じく、従つて「禍故」の語も同類と云へるであらう。しかし旅人が「凶禍」「凶故」などの応用として、「禍故」の語を新しく造語したとはまづ考へられない。『杜家立成』の類の書儀類に学んだものであらう。しかしやはり今のところ私には「禍故」の例は発見できない。

旅人の右の詞書にみえる「禍故」に対して、「凶問」の語が存在する。「凶問」は夙に井上通泰の説くところ、私もその驥尾に付してかなりの例を加へたことがある。この語は仏典にもみえ、『一切音義』（卷二五。涅槃經第五卷）の、「卒得_二凶問_一、問、信也」もその一例、「信」は、たより、しらせなどの意―「信」については、『漢晉遺簡識小七種』所収の（一）（二）参照―、従つて「凶問」の意は明らかである。しかも書儀の類にもこの語は少なくない。その一例、

漢籍享受の問題に関して

豈_{ラシヤ}凶_ヲ問_ニ奄_ニ至_リ、痛惋情深（王羲之、遮何日西帖）
但承_二此凶問_一、当_二復大頓_二耳（王献之、授衣帖）
つまり「凶問」の語は、井上通泰指摘の史書類のほか、小説類、仏典類、更には書儀類にも及び、その範囲は広い。しかし旅人のこの語の使用は、書儀類にみえる例によるとみなすのがより妥当と云へよう。

また右の詞書の中の「崩心」（崩れんばかりの悲しい心）も例に乏しい。私どもの『日本古典文学全集』（『萬葉集』（2）の頭注に、『東大寺要録』（卷八）の、「月殿ニ対シテ崩心ス」を辛うじて挙げたのは、その時までには漢籍の例を見付け得なかつたためである。しかし最近、初唐四傑の一人駱賓王の「書」の中に次の如き例を発見した。

歳時蒸嘗、崩心之痛罔_レ極（上_二吏部裴侍郎_一書）

この「崩心」について、清人陳熙晉の箋注に、宋孝武大明五年の詔「惟懷_二永遠_一、感_二慕崩心_一」を引く。つまり「崩心」は中世語、六朝以来の語と云へる。しかも『駱賓王集』は当時傳來し、「誦誦考試歷名」（『大日本古文書』二四）にその姿をみせ、また初唐王勃の詩と共に、『懷風藻』特にその詩序の類に利用されたこと周知の如し。ここも「崩心」の例は、駱賓王の「書」によるとみるべき確率は大きい。「凶問」或は「崩心」など凶事に関する語が何れも書儀類、

或は「書」の類にみえることは、「禍故」も凶儀的性格をもつ語とみられる。「杜家立成」的な書が他にも多く伝来し、この「禍故」もその類に属する語であると推定したい。

横道にややそれるが、なほ書儀について附言しよう。上代に於ける書儀類の伝来を証する一例として、年月未詳の桑原村主安万侶の試字が残るが（『大日本古文書』十九、一三五頁）、これを書儀と断定した山田英雄氏の論は卓見で新しい。^④この書儀は正月の賀状とその答書、及び二月の書状の冒頭を示す。試みに形式を改め、訓読文によつてこれを示さう。誤読については、補正を乞ふ。

三元肇啓。万福惟新し。伏して惟に第下斯の吉辰に膺り、宜疆（底本作「疆」）無し。ム乙い預め朝列（原文作「例」。「列」に同じ）に在れど、参賀を獲ず。謹みてム人を遣はし、状を賈ちて奉賀す。悦慶の至りに任へず。謹啓不宣。

年来り流る、元正慶在り。三初祉多く、万域賀を同じくす。加投書を承り、更に欣疆（前述に同じ）無し。但し守職境を分かち、賀新しくあれど処を異にす。而も景慶湊る所、理に何の阻か有らむ。仍りて一行を附す。敬報何具。

二月暖し。寮友追（以下欠。「追尋」などの「尋」が続くか）なほ大伴蓑万呂等の試字（宝龜二年類収）の中にまじり、佚名氏試字が残る。断簡のため何とも云へないが、「恚」「養」「所問」

「薬」などの語がみえることから推して、病氣を尋ねる書儀的な語をつらねた試字かも知れない。

また楽書とみなされる一文（『大日本古文書』十八、一〇九頁）、「中」冬遽やかに（意改。或は「漸」か。原文「遠」に近い字）冷じ。惟ふに玉体平安くあらむ。冀くは拝礼の日までに、万福日に新ならむことを。余冀はくは光「沢」にして日を送ること常の如くならむことを。謹状（「」中の文字は『大日本古文書』脱）も、書儀とみなしてよい。これには書儀語が少なくない。「万福」について、敦煌書儀（S.2200）の「与四海末相識」に例がみえるのもその一例。但し「冀」の二字を二つ続けた点など、某書儀をそのまま楽書したのではなく、書儀をまねて多少改作したものであらう。また天平十一年（七三九）「目代国造豊足解」の裏書にみえる（『大日本古文書』七、一三三頁）、

稍に晴れて風発る。家を離りて数日、粮纒曾除す。毎日に家恋し、人を別れて嗟を抱く宅記
日好く鷓（原文作「鷓」）遊び、家路看遠し。^⑤更に亦噫を懐く、何ぞ其の情を述べむ悦叙

閑居庭を瞻やれば、雀態（「佳態」の誤か）春辰なり。風気更し冬なり、誰か其の由を知らむ。も、敦煌出土の「二十四節氣詩」（S.3880）や月儀的な点がみられ

ることから推して、このたぐひの書儀を参考にしたのではなかつたか。この三つの楽書は春をめぐる書儀、或は月儀的なものをもとにして、更に作者の加筆が行なはれたかとも思はれる。特に「毎日常恋」は和習（和臭）が著しい。このやうな二、三の例によつてみて、書類儀は数多く伝来し、その一部として『杜家立成』が残つたものとみなしてよい。

伝来漢籍の享受の場合に、『杜家立成』の如き一巻でさへも、上代文献に投影する場合もあり、また書類類の如く、類似の文体ジャンルのものが上代人によつて随処に模倣され、楽書される場合もある。即ち単独と集合体による享受がみられる。特に前者の場合はその内容如何に拘はらず享受されることが多い。そこに、伝来書の集中的、囿繞的（circulaire）な投射を指摘することができる。従つて、伝来書である漢籍の語句に類似する例が、上代詩や歌の中に見出されても、それが単に一箇処のみではやはりおぼつかなく、出典とみるには確証に乏しい場合もある。これに関して、早くも『遊仙窟』一巻の享受を『萬葉集』の中に数多く指摘した学僧契沖の功は甚だ大である。しかもその指摘は更に多く加はり、嘗つて述べた私見のそれもかなりの数にのぼる。たとへば、大伴家持が一娘子に贈る歌、思はぬに妹が笑まひを夢に見て心のうちに燃えつつぞをる（七一八）

漢籍享受の問題に関して

や、無名歌人の作、

わぎも子が夜戸出の光儀見てしより心そらなり地はふめども（二九五〇）

なども、『遊仙窟』の、

今朝忽見渠姿首、不覚慙慙着心口（試訳「思はぬに朝の姿首見てしより慙慙妹に燃えつつぞをる」）

聞名腸肚已猖狂、見面精神更迷惑（試訳「聞きしよりわが胸痛し相見てはいや更にして心迷惑ぬ」）

などに表現内容の暗示、その投影があらう。

なほ前者の歌の「燃えつつぞをる」にみる恋心の「燃え」については、『遊仙窟』の女人の詩、

聞くならく渠い火に擲げ入れたりと、定めてこれ相燃えむとせしならむ——「定是欲相燃」——

によるとみなすことも必ずしも不当とは云へない。「燃ゆ」は萬葉集中に例が少なくない。憶良の、

打棄てては、死には知らず、見つつあれば、心は燃えぬ……（八九七）

は、家持の恋ごころの場合とは違ひ、哀情の燃焼の場合であるが、『遊仙窟』に暗示されたこの表現は、憶良が流行のもの目であつたかも知れない。それが卷十一や十二にみる如く、恋心の方にも使

用され、家持もこの表現を二、三試みるやうになつたともみられる。心の「燃ゆ」の出生地は遊仙窟語とみたい。

後者の『遊仙窟』の一文、「面を見るに精神更に迷惑す」の「迷惑」(マトフ)は、恋ごろの迷ひ、その乱れを云ふ。「迷」は「惑」に同じ―『万象名義』より推して、原本系『玉篇』に「説文、迷、惑也」とあつたか―。『萬葉集』(巻十六)の竹取翁の長歌の題詞(歌序)の文章が『遊仙窟』の語句をあれこれとちりばめてゐること、既に諸注の指摘するところ。その中に、ゆくりなくも神仙の女たちに出会つて問答する際の翁のことば、「慮はぬ外に、偶に神仙に逢ふ。迷惑ふ心、敢へて禁むる所なし」がある。この「迷惑之心」は、九人の女人たちを見て起きた恋ごろの乱を云ふ―S. Levy は、“enchantment”と訳する―。この文は、『遊仙窟』の主人公が、たまたま佳人を垣間見て心を乱すあたりの「忽ちに神仙に遇ひ、迷乱に勝へず」の改作である。この「迷乱」を前述の『遊仙窟』にみえる「迷惑」に変へたもの、諸注はこの点を明らかにしない。

この意をもつ「迷惑」の例は、ほかにみえる。

月よみの光は清く照らせれど惑情 思ひあへなく(六七二)

春山の霧に惑へる鶯も我にまさりても思はめやも(一八九二)
 についていへば、前者の「惑情」は、「行かうか行くまいかの迷い」

ではなく、恋のために理性を失つた心の迷ひとみなす説(『全註釈』など)によるべきである。後者の歌については、諸注の多くは、上の序の、霧に迷ふと作者の心情との関係を明かにしない。これは、霧にさまよふ鶯と恋に迷ふ作者の量の比較であり、第二句の「惑ふ」には、方向を見失つて迷ふ意と同時に、下句の恋の迷ひを予想させる。この「惑ふ」には、恋の乱れ、心の迷ひの意を含むからこそ、その比較も可能となる。『遊仙窟』の、「迷惑」「迷乱」の語に、右の歌の「惑ふ」の用法は結ばれる。巻十一の、
 夢にだに何かも見えぬ見ゆれども我かも迷ふ恋の繁きに(二五九五)

も同様である。なほ前述の、「春山の霧に惑へる鶯も」の歌句は、
 巻五の梅花歌序の、

夕の岫に霧結び、鳥は穀に封ぢらえて林に迷ふ―「夕岫結霧、鳥封穀而迷林」―

に類似する。この歌句も詩的表現とみなすべきであらう。また『遊仙窟』に引用する俗間の諺として、

(一)心欲専、鑿石穿(思ふ一念、岩をも穿つ)

(二)誠能思之、何遠之有(思ふ一念、千里も一里)

などがみえる。無名歌人の、

(一)隠りどの沢泉なる石根ゆも通して思ふ我が恋ふらくは(二四四

三)

隠りづの沢たつみなる石根ゆも通して思ふ君に逢はまくは(二七九四)

(㊦)恋ふること慰めかねて出でて行けば山を川をも知らず来にけり(二四一四)

なども、ことによると、『遊仙窟』の右の俗諺によるかとも考へられる。尤もこれは偶然の類似かも知れず、特に(㊦)の歌は、恋心を慰めかねて出て行くと、ふと気付くと山も川も目に入らずやつて来てゐた、の意で、萬葉人的な心をもつ。これを認めた上で、更に山川を遠い距離にあるものとみれば――『遊仙窟』の、「跋_二涉山川_一」「山川阻隔」はその一例、『遊仙窟』の(㊦)の俗諺も(㊦)の歌に生きてくるのではなからうか。

『萬葉集』の一首の歌と『遊仙窟』の語句が類句しても、必ずしも後者によるとは断定し難い。しかし前述の如く、一つの作品が『萬葉集』などに嵩にかかつて、集合的圍繞的に投影するならば、その出典には確実性を帯びる。大伴家持は父旅人相伝の『遊仙窟』を所持する。恐らく憶良所持本の転写本であらう。家持の作には、この伝来小説の投影が著しい。嘗つて指摘した同じ例は繰返へさな
いとして、更に同氣の一族大伴池主の一例を加へよう。それは天平十九年(七四七)三月三日附の家持宛ての書翰の語である(卷十七)。

漢籍享受の問題に関して

その中に、「春樂しぶべし、暮春の風景最も^{あはれ}惜ぶべし」云々の一節があり――「春可_レ樂」は、晋夏侯湛「春可_レ樂」の詩(『芸文類聚』春)によるものであらう――次に、

紅桃灼々、戲蝶花を廻りて憊ふ、
翠柳依依、嬌鶯葉に隠りて歌ふ。

の対句が続く。このうち○印は、『遊仙窟』の女人十娘別離の詩の後半の部分の語、

翠柳眉の色を開き、紅桃^{まなぶた}臉の新しきを乱る。此の時に君^{いま}し在さずは、嬌鶯人を弄殺^{もてあそ}ばむ。

による。また「戲蝶」は、同じく『遊仙窟』の「戲蝶^{たんがく}丹萼^{あつま}に扶る」

(下官の詩)に、更にしなやかな柳の形容「依々」は、『遊仙窟』の「依々^{いゝい}弱柳」(これは女人の腰の形容)による。更にまた右の『遊仙窟』の詩の後半の二句「此時君不在、嬌鶯弄_二殺人_一」は、「柳の眉が開き桃の花が艶をこらすこの春の時に、もし君がいまさないならば、可愛い鶯もかへつて私の心をもてあそびものにするだらう」(「弄殺」の「殺」は強意の助字)の意であるが、これは同じ池主の書翰の後半の部分にみえる、「空^{むな}しく令節を過ぐさば、物色も人を^{われ}輕^いせにせむ」――「空過_二令節_一、物色輕_二人乎_一」の句に、かなり内容の類似性をもつ。尤もこの句は、直接初唐詩人王勃の、

相逢ひて今し酔はずは、物色も自ら^{わづか}に人を輕^いせにせむ(林泉独

(飲)

によると断定してよいが、この句を池主が想起するには、前述『遊仙窟』の「此の時に君在さすは」云々の句も、多少の遠因があらう。因みに、『懷風藻』の、

此の時によく賦することなくは、風月自らに余を輕せにせむ(隱士民黑人、独坐山中)

も同様に解してよい。伝来書の佳句は、類似句として上代文献にあちこちに散在する。このやうに、『杜家立成』と云ひ、『遊仙窟』と云ひ、或は初唐王勃・駱賓王など初唐詩集と云ひ、伝来の確実な漢籍、そこにみえる語句は時折の上代文献の中に姿を現はす。更に例をあげよう。山上憶良の「日本挽歌」の序ともみるべき散文の中に、

泉門一たび掩づれば、再び見む由も無し(卷五)

とみえる。この「泉門」(黄泉の門)は、『佩文韻府』に用例をみず、また契沖も適確な例を示さない。これは、駱賓王の詩、

烟晦く泉門閉ぢ、日尽きて夜台空し(傷祝阿王明府)

によるとみるべきかも知れない。(補注)また前述天平十九年の家持・池主贈答書翰群にある「晩春三日遊覽詩」の第五句に、

雲疊に桂を酌みて三清湛ふ(池主作)

とみえる。これは、雲雷の模様を刻みつけた酒樽に清酒が満ちてゐ

る形容。しかし「三清」については諸注適切な例をあげない。これに関して唐写本敦煌佚名類書(『羅雪堂先生全集』三編八)の「宴楽」の条に引く、魏文帝の詩にみえる例及び盛唐詩人崔国輔の「九日侍宴応制」の例を指摘したことがあるが、上代に於ける駱賓王の詩の享受の問題を考へると、ここもその、

締賛三清満ち、承歡六義通ず(初秋登三王司馬樓宴、賦得三同字)

によるとみるべきかとも思はれる。『駱臨海集箋注』に、

「三清既醇」(魏徐幹、齊都賦) 「三清既設」(晋潘岳、橘賦)

「三清伝旨酒」(陳江総、賦得置酒殿上詩)

など、六朝中世語を多くあげる。池主は「三清」の語をこれらの例に学んだのではなくて、右の駱賓王の詩例に直接学んだのではなかつたか。なほ駱賓王のこの詩及び詩序の語句は、『懷風藻』の「秋日於長王宅宴新羅客」(下毛野虫麻呂)のそれに採用されたこと、すでに拙著に述べたところである。^⑦

次に唐太宗の詩を例にしよう。太宗の詩は、『太宗文皇帝集』として伝来し(『大日本古文書』三)、上代人の眼にも触れたこと、紀古麻呂の「望雪」の詩を始めとして、その二、三は、『懷風藻』にその姿を投影する。所謂『翰林学士集』残卷(名古屋真福寺蔵)にも、太宗の詩九首を残す。『全唐詩』本と本文を異にする部分が少ない。しかもそれは『懷風藻』を経て、そのまま九世紀

初葉平安朝の詩にも及ぶ。一例を示せば、太宗の詩に「詠桃」がある。

禁苑春暉麗はしく、花蹊綺樹妝ふ。条を綴る深淺の色、露を点く参差の光。日に向かひて千笑を分かち、風を迎へて一香を共しくす。如何なるぞ仙嶺の側に、独り秀でて遙芳を隠すことは―「禁苑春暉麗、花蹊綺樹妝。綴条深淺色、点露参差光。向日分千笑、迎風共一香。如何仙嶺側、独秀隱遙芳」―

これは、類書『初学記』（果木部、桃）にもみえ、かなり名の聞こえた詩である。唐太宗の詩には数字を対比する詩句がかなり多く、右の詩の「向日分千笑、迎風共一香」もその一例。平城天皇の七言律詩「詠桃花」（『凌雲集』）の頸聯、

一香同発薫朝吹、千笑共開映暮煙―

「一香同発薫朝吹、千笑共開映暮煙」―は、太宗の「詠桃」の詩に基づき、朝風に薫る桃花の香と、夕べのもやに映える桃花の色との対比を示す。また、この太宗の詩の尾聯の句、「如何仙嶺側、独秀隱遙芳」は、平城の御製「賦桜花」（『凌雲集』）の尾聯、

如何なるぞこの一物、美を九春の場に擅にすることは―「如何

此一物、擅美九春場」―

にも、投影するとみるべきであらう―「一」と「九」の数字の対

漢籍享受の問題に関して

も、ここは太宗の詩の数対の手法の応用か。更にまた皇太子時代の平城の令に応じた賀陽豊年の七言律詩「賦桃」（『経国集』卷十一）の頸聯に、桃花の風に薫る香と露に光る鮮やかな色とを対比的に描くが、その、

風は麗影に翻りて遙かに馥を揚げ、露は鮮光に点きて更に文を起す―「風翻麗影遙揚馥、露点鮮光更起文」―

にみえる「露点く」も、前述の太宗の詩「詠桃」の第四句の、露を帯びて鮮やかな光が入りまじる形容の「点露参差光」による。このやうに『太宗文皇帝集』と云ふ一書の投影は、集合的にわが国の文学へと注ぐ。その享受は一人一箇処に限らない。

三

奈良朝某経師の楽書の一つに（『大日本古文書』十七、四八六頁）、心明時の為に尽くすも、君が門尚し容れず。田蘭にして径（原文作「経」）に迷ふ、帰去何くに従はむとする―「心為明時尽、君門尚不容、田蘭迷経路、帰去欲何従」―。

が残る。これに唐人撰唐詩集『搜玉小集』によること―このもとに、佚書『搜玉集』（十卷本）が存在してゐたと云ふ―、嘗つて述べたことがある。この総集は、盛唐玄宗開元の頃の撰。汲古閣本

『搜玉小集』には、劉幽求の「書懐」と題して、

心為明時尽、君門尚不容。田園迷径路、歸去路何從（尊經閣文庫本も同様）

とみえる。しかし『全唐詩』（卷九九）には、「歸去欲何從」とみえ、右の樂書の本文と一致する。『搜玉小集』、溯つて『搜玉集』の本文も恐らく「欲」であつたと思はれる。この劉幽求の詩は、開元のころ、左丞相の彼が罪に坐し、その憤懣をこの詩に寄せたものと云ふ（『全唐詩』に『避暑録話』を引用）。この樂書も、写經生の日ごろの薄い給料に対して、この「書懷」の詩にこと寄せて自己の不滿を洩らしたのかも知れない。もしさうとすれば、この樂書は單なる習字的樂書以上のものをもち、むしろやるせない思ひを抱きながら書いたとも考へられないでもない。しかしそれはそれとして、この樂書の一文をたよりとただけでは、上代に於ける『搜玉小集』の伝來を決定するにはまだ早や過ぎる。特に中国學者伊藤正文氏の詳論は、この樂書は塾か學校かで習得したものであり、本書の伝來を否定する^⑨。これにはやはり他にも本書より採用されたとみなすべき例を指摘することが必要である。

これに関して、天平宝字二年（七五八）の冬、入京した渤海國使一行の一人、副使楊泰師の「夜聽^{きか}擣^{きた}衣^の」（『經國集』卷十三）の詩に、『搜玉小集』所収、初唐劉希夷の「擣衣篇」や、これに続く王冷然の「題^三河邊枯柳^二」の詩句を利用した跡がみえることは、すで

に述べたことがある^⑩。楊泰師の詩は、霜天の月夜、衣打つ音を聞いて旅愁をかきたてられてものした佳作（群書類従本に錯簡がある）。これは渤海國にも我が国と同様、唐より『搜玉小集』——もしくは『搜玉集』——が伝來してゐたことを物語るであらう。また同じ『經國集』（卷十三）にみえる惟氏「奉^レ和^ニ擣衣引^二」の詩にもその投影がみられる。作者は閨秀詩人惟氏。林鵝峯の『本朝一人一首』（卷三）に、嵯峨帝の宮女、惟良春道の一族かと云ふ——「林子曰ク、惟氏ハ蓋シ嵯峨帝ノ宮女カ。此ノ詞ヲ見ルトキハ則チ殆ド其ノ上官昭容宋尚官ノ徒カ。又疑フラクハ是レ惟良ノ春道ガ族類カ」（原文漢文）——。この詩は、秋夜の月のもと砧^{きね}を打ち、遙か國境地帯にゐる夫に衣を送らうとする空閨の妻を主人公として詠じた中国的な情景をもつ佳作である。江村北海の「日本詩史」（卷二）に、次に示す彼女の詩句、「芙蓉の杵^{きね}」以下數句を、「婉約」と評し、更に「内庭又惟氏ノ如キ有リ、千歳ノ下ヲシテ嘆稱已マザラシム」（原文漢文）と激賞する。その詩は雜言體、底本は群書類従本。諸本によつて改めた部分を・印で示す^⑩。

秋欲闌、閨門寒 秋闌^{たけなほ}ならむとして、閨門寒し、

風瑟瑟、露团团 風瑟瑟^{しつしつ}、露团团^{だんだん}。

遙憶仍傷^{いた}邊戍^{へんじゆ}事 遙かに憶ひて仍て傷む邊戍の事を、

征人^{せいじん}応苦客衣^{ひとへ}單 征人まさに苦しべし客衣の單なることを。

匣中掩鏡休容飾

匣中鏡を掩ひて容飾を休め、

機上停梭裂殘織

機上梭を停めて殘織を裂く。

借問擣衣何処好

借問す衣を擣つは何れの処か好き、

南樓窓下多月色

南樓の窓下月色多し。

芙蓉杵、錦石砧

芙蓉の杵、錦石の砧。

出自華陰与鳳林

華陰と鳳林とより出づ。

擣齊紈、擣楚練

齊紈を擣ち、楚練を擣つ。

星漢西廻心気倦

星漢西に廻りて心気倦む。

隨風搖颺羅袖香

風に隨ひて搖颺す羅袖の香、

映月高低素手涼

月に映えて高低す素手の涼。

疎節往還繞長信

疎節往還して長信を繞り、

清音悽断入昭陽

清音悽断して昭陽に入る。

就燈影、来玉房

燈影に就き、玉房に來り、

刀尺量短長

刀尺短長を量る。

穿針泣結連枝縷

針に穿ちて泣くなく結ぶ連枝の縷、

含怨縫為万里裳

怨を含みて縫ひて為る万里の裳。

莫怪腰围疇昔異

怪しむことなけれ腰围の疇昔に異なることを、

昨来入夢君容悴

昨來り夢に入る君が容の悴れたることを。

右の詩も、『搜玉小集』にみえる、初唐劉希夷の「擣衣篇」に甚だ多くの類似語句を見出す。たとへば、「擣衣篇」の○印及び△印の箇処、

漢籍享受の問題に関して

秋。天。瑟々。夜。漫々。夜。白。風。清。玉。露。團。……秦地佳人閨閣寒、欲向三樓
中一縈三楚練、還來機上裂三齊紈……西北風來吹三細腰、東南月映
浮三織手……攢眉緝縷思紛々、對影穿針魂悄悄……夢見形容亦
旧日、為許裁縫改三昔時……

は、右の惟氏の詩の語句に一致もしくは類似する。また内容的にも類似の少なくないことは、平安初期以前に『搜玉小集』の伝来を裏書するであらう。結局、正倉院文書の樂書もこの詩集によるものとみなして差支へなからう。つまり奈良朝に伝來した『搜玉小集』或は『搜玉集』は、女人惟氏の詩にみる如く、そのまま平安初期にもそのまま利用されたと断じてよい。

この事實は弘仁九年（八一八）成立の『文華秀麗集』にもみられる。それは巨勢識人の、「和下滋内史奉使遠行觀野燒之作」(卷下)である。滋野貞主の陰曆十二月遠行の途中野火を見て作った詩に唱和したもの、詩に於ける「野燒」と云ふ新鮮な語は唐代語か。この識人の詩も、『搜玉小集』にみる王冷然の「夜光篇」を参照したこと、語句の多くの類似によって証明できる。

まづ冒頭に近く、暗夜に道を迷つたところ、野を焼く野火が見え、周辺があかるくなつた云々と述べるあたりの描写、
疋馬駟馳忽ちに夜に逢ひ、暝曠なる暗色行く所に迷ふ。誰が村の野火ぞ客行の辺、月暉を待たず朗天を見る。

は、王冷然「夜光篇」の冒頭の部分、

遊人夜到汝陽間、夜色冥濛不_レ解_レ顔。誰家暗起寒山燒、因_レ此明

中得_レ見_レ山……。

による。この「誰家ぞ暗きに起きて寒山を焼く、此に因りて明中に山を見ること得たり」を、作者識人はさりげなく「誰村野火客行辺、不_レ待_二月暉_一見_二朗天_一」に改めたなど、さすがである。続いて

野火の焰のすさまじさを述べた、

初め孤叢_二に着きて微燎_一発_レり、須臾_一にして逆散し万山燃ゆ。炎燿_二紛

飛して暫くも断ゆること無く、冬時も寒くあらず還りて暖を生む

……色は仙竈_二に暮煙_一満つるが如し。寒氷_二鎔_一尽す百谷の中、熱雲蒸

落す九天の空……忽ちに辺風起りて焦_二声_一を吹き、雄光_二列_一々々看_二更

に明らかなり……。

のあたりも、「夜光篇」の、

山頭山下須臾_一満、歴_レ險縁_レ深無_二暫断_一。焦_二声_一散着群樹鳴、炎氣傍

臨一川暖……吹_レ土連_レ天光_一更雄……高焰熱雲紅。初謂_二鍊丹仙竈

裏、還疑_二鑄劍神溪中_一……。

によることは明らかである。なほ右の「焦声散着群樹鳴」も、省略

した識人の詩の部分、「山鳥は巢を構へし樹を傷つけむことを愁へ」

(山鳥愁_レ傷_二構_一巢樹)に暗示を与へたかも知れない。また「夜光

篇」の、

沸湯空谷数道水、融_二尽_一陰崖幾年雪(以上二句は前に省略した部分)

にみる如く、空谷に流れる幾筋かの水も湯の如く沸きかへり、陰崖に積る幾年以来の雪も融け尽きるといふ表現も、識人の「寒氷鎔_二尽_一す百谷の中」へと暗示を与へたかも知れない。何れにしても「夜光篇」の語句をあれこれと綴り合はせたことは疑ひがない。

以上の諸例は、『搜玉小集』(『搜玉集』)の享受が単に一、二に止らないことを示す。前述の正倉院に残る楽書は奈良朝末の神護景雲四年(七七〇)を降らないと云ふ。従つて、渤海副使楊泰師がこの詩集を来日当時の天平宝字二年(七五八)に始めてもたらしたと推測しても、日時の点よりみれば矛盾はない。彼はこの詩集を愛用し、その副本をわが国に伝へ、それがやがてその詩集に所収する劉幽求の「書懷」を書いた経師の楽書となつて出現したと考へることも、あながち不当ではあるまい。しかしそれと同時に、第九・十・十一次などの遣唐使の往復もあり、その直輸入本もわが国にも伝来してゐたとみなすことも可能である。同じ詩集の伝来は必ずしも一回に限定はできない。伝来の書の佳句は、時と人とを異にして、一回のみか幾たびも上代作品に出現する。漢籍の圍繞的投影はこの『搜玉小集』の場合にも当てはまる。

しばしば述べた如く、たとへば、『遊仙窟』と云ひ、或は総集『搜

玉小集』、別集『太宗文皇帝集』と云ひ、それぞれの伝来書の語句は上代作品のあちこちに現はれる。上代人は入手した漢籍を尊重し、これを享受し、その表現へと利用する。『日本書紀』と伝来書との関係についても同様であり、某書一箇処のみと云つたやうな出典は確実性に乏しい。しかし九世紀の後半承和以降ともなれば、平安人の元・白詩の詩語の享受は著しく、少なくとも島田忠臣の『田氏家集』、菅原道真の『菅家文章』などの詩語の源泉は、まづ白居易の詩句との比較によつて明らかになる。上代作品については、かかる明瞭な一書よりの享受はまづないと云つてよい。ここに於て、多くの伝来書名をさぐり当て、それぞれをよく味読することにより、それぞれの上代人の表現が更に明らかになり、溯れば彼等の漢籍享受の状態を幾ばくか知ることができらるであらう。本稿のささやかな主張は、その享受の問題に関するひとつの指摘にある。

注

- ① 小川環樹氏「書店と筆耕—詩人のくらし—」（『風と雲』所収）参照。
- ② 「輒」は意改、「轆」に同じ。
- ③ 拙稿「大伴淡等謹状」（『萬葉』第七四号）参照。
- ④ 「書儀について」（森克己博士還暦記念論文集『対外関係と社会経済』所収）参照。

漢籍享受の問題に関して

⑤ 原文「家者路遠」。「家路看遠」の誤とみて訓読する。後考を待つ。

⑥ 拙稿「萬葉語の『語性』」（『日本古典文学全集』5所収）参照。

⑦ 『上代日本文学と中国文学』（下巻）参照。

⑧ その中の三首は『全唐詩』に欠く。また「五言、塞外同賦—山夜臨_レ秋、以_レ臨為_レ韻」（五言二十句）は、『全唐詩』に「遼東山夜臨_レ秋」（五言四句）と題し、その一部の四句のみが残る。

⑨ 伊藤正文氏「搜玉小集について」（『中国文学報』第十五冊）参照。

⑩ 「戍」を底本「戎」に作る。「刀」を底本「力」に作る。

⑪ 「吹_レ土」の「土」は尊経閣文庫本による—汲古閣本「上」に作る—。

⑫ 「空谷」は『全唐詩』（卷一一五）の「夜光篇」による—汲古閣本、尊経閣文庫本「穹吞」に作る—。「尽」は『全唐詩』の「一作尽」による—汲古閣本など「蓋」に作る—。

（補注）唐写本敦煌佚名類書の「喪葬」の条に、「夜台」などと共に「泉門」（出典をあげず）の語をあげる。

(附言)

本稿は、元大阪市立大学国内研究員として東洋文庫に派遣された間の報告の一部。文庫長榎一雄博士を始めとして、土肥義和氏その他当局の方々に謝意を表す。(八月十二日)

《紹介》

奥野健治著 「萬葉恭仁其他」

○著者は、はやくより「萬葉大和志考」「萬葉撰河泉志考」「萬葉山代志考」「萬葉三国志考」(いずれも絶版)によつて、同学を導いてきた。

○右の四書に並ぶものとして、先般「萬葉淡海志考」(近江国の萬葉関係地名全部にわたり、先行諸説を涉獵・摘録し、丹念な考証を施したものを五十音順に排列。昭和四十七年三月、謄写印刷。菊判総三三二頁。一六〇部限定。頒価二、二〇〇円(送料共))を刊行された。

○著者には、右の(萬葉……志考)と称するもののほかに、「萬葉地理三題」(萬葉歌人墓所雜考、山城国久世郡低湿度に関する論戰記録、「人麻呂の船」その他、の計三編十六章。昭和

和三十四年十月刊。四六判総二〇八頁。口絵三葉(写真十二図)。頒価五〇〇円(送料共))

「萬葉地名小考」(昭和四十一年十二月)「萬葉地名寸見」(昭和四十四年二月)(以上二書、謄写印刷、ともに絶版。本誌第四号所載の「小治田之年魚道之水」はじめ、著者がここ二十数年来続行中の稿本「萬葉大和志考決」の補訂作業中の落穂と謙退する珠玉の諸稿を総集したもの)がある。

○このたびの「萬葉恭仁其他」は、右三書の系列に属するが、書名からもうかがえるように「萬葉久邇宮弁駁」と題するもの(山田弘通氏の「恭仁宮河南」説、栗原薫氏の「石原宮」に関する説、三宅清氏の「久邇麴原と鹿背山の間」についての弁駁・論評)が主体をなし、飛鳥の諸宮址、藤原・平城・難波や長岡の諸都宮が発掘され、また発掘されつつある折から、この恭仁京址がやがて同様日の目を見

る時「どんな結論が出るか、心待ちに待ちこがれてゐる」という著者の若々しい情熱のこもつた一書である。他に「萬葉古蹟寸言」と題して大和の萬葉地名数箇所についての考を併せ収めている。

○謄写印刷になつてからは、著者自らの握る鉄筆ますます冴え、その苦辛の甲斐あつて、かえつて、今は得がたい明治期の陸地測量部の地図や、一般には披見容易でない古絵図などが多く挿入されるといふありがたい結果をもたらし、これらに基づく考証も貴重である。

○昭和五十一年一月、謄写印刷。菊判総二一六頁。一二五部限定。頒価二、五〇〇円(送料共)

○申込み方法

〒三〇〇三 奈良県生駒市西旭ヶ丘九―一二の著者宛に、受取人指定の郵便小為替を簡易書留で、または現金書留により送金のこと。

うに結論される。

……それらの「いづ」はいづれも「言に」「色に」「音に」「穂に」などについて、それは秘めた思ひの外にあらはれる場合であつて、意志の問題であると共に意志を超えた問題でもあると云へる場合である。(中略) 「未服而 色尔出来」(三九五)、「如何恋乃 色丹出尔家留」(三〇三五)の如きと、「色出而 恋者人見而 応知」(三五五六)、「毎見 恋者雖益 色二山上復有山者 一可知美」(一七八七)とを較べる時、前者は自動と云へるが、後者は他動とはっきり云ひきれないものがある。自他未分の状態とも云へる。(中略)その「いづ」を口語に譯する場合には「でる」と云つても「だす」と云つてもよいと云ふ事になるのではなからうか。(注釈卷三・三〇一番の条)

きわめて示唆に富む見解である。けれども、「出づ」についての右の理解は、「色」を「顔色」とする理解から必然的に導きだされたものように思う。また、「色に出づ」の主語ないし目的語を「秘めた思ひ」(恋情)を主として把握されている点にも、一つの狭さがあるのではなからうか。

沢瀉氏引用の例歌中

(イ) 託馬野に生ふる紫草衣に染めいまだ着ずして色に出でにけり(3

・三九五、笠女郎)

の場合、「出づ」は自動詞であるが、意味は「思ひが顔色に現われてしまった^①」ではなく、「我々の関係が明らかになつてしまった」というのであろう。これは譬喩歌であり、紫草を衣に染めて着るといふのは相手との共寝を意味する。だから、共寝もしないのに思いが外にあらわれる意としては、少なからぬ飛躍を含む。共寝の経験と思ひが外にあらわれることは、一往無関係のはずである。諸注が「外に現われて人に知られるようになった」と傍点部を補いながら回りくどい解をなしているのは、「色」を顔色としその主語を思ひとする考え方に拘泥しすぎた結果である。

(ロ) あしひきの山橋の色に出でよ語らひ継ぎて逢ふこともあらむ(4

・六六九、春日王)

この歌も、「顔に気持を現わしなさい。そうすれば、互に言葉を交しつづけて、逢うこともあるでしょうから。」(大系本)のごとき曖昧な解釈がなされている。恋歌の発想類型として、他人の耳目を憚るがゆえに「色に出づる」ことを自重する歌があることを思う時、「色に出づる」ことよつて初めて意志の確認をなしうることをこの解釈は、納得しがたい。何よりも、思ひが顔色にあらわれることは「意志を超えた問題」であつて、そのように強いられたからといつて出来ることではあるまい。

『注釈』はここでは、「お互が意志表示をする事ばかりが『色に

出る』事でない。さう考へるとこの歌はわからない」として、お互いの心は既に通じあっているのであるが第三者に知られまいとひた隠しにしているから逢う機会がないのだ、とされた。「いっそ人に知られても消息を通じあうことを重ねてあるうちには云々」とする解であり、穏当な解釈であろう。つまり、(四)の「色に出づ」は、二人の間柄を顕わにする意であり、作者は、人目を忍び言葉を通いあわすこともできない状態から顕わな意志確認の方法（人目を憚らず言葉を通いあわすこと）への転換を、相手に訴えているのである。

こうして右の二例では、「色に出づ」の主語ないし目的語を心中の思いと捉えることの誤り、従って「色」を顔色や表情と捉えることの不自然さが確認されたと思う。

いったい、この慣用句が心中の思いを表わす態度なり方法なりと見られる場合にすら、静止的、受身的な感情の発露のみを意味するのでないことは、次のように、「言ふ」行為との関連で用いられる例が多い事実のうちにも認められよう。

(八)白真砂三津の黄土の色に出でて言はなくのみそ我が恋ふらくは

(11・二七二五、類歌14・三五六〇)

(二)玉梓の道来る人の立ちとまりいかにと問はば 答へやるたづきを知らに さにつらふ君が名言はば 色に出でて人知りぬべみ
あしひきの山より出づる 月待つと人には言ひて 君待つ吾を

「色に出づ」考

(13・三二七六)

(ホ)謂言之恐き国そ紅の色にな出でそ念ひ死ぬとも(4・六八三、坂上郎女)

(ハ)は従来の解では、「顔色ニ出シテ言ハナイダケノコトダ。心ノ中デハ非常ニ焦レテ居ルノダ。」(全釈)とするのが一般的であるが、「顔色に出して言う」とはどのような状態であり方法であるのか、考えてみればわからない。諸注の中では「表立って言わないだけです」(大系本)の解が通りがよいと思われるが、「色に出でて言ふ」には「(心の中で)恋ふ」が対置されているのであるから、思いを外に出して(はつきりさせて)言う・公表する意と認めざるを得ない。とすれば、「色に出づ」(他動詞)一つの形が具体的には言うこと(言語表現)である関係を、この例はおのずと語っていよう。観念的には公表する意と理解できる(ハ)の「色に出づ」の場合、具体的には言うと同義なのである。

(二)にもこのことは顕著である。「さにつらふ君が名言はば」以下を、諸注は、あなたの名前を言ったならば、恋心が外に現われて、と訳すが、名を言うこと自体がれっきとした恋情の表出を意味すること、「色に出でて人知りぬべみ」は上の仮定条件を承けてその結果についての予測である(「名を言ふ」結果が「色に出づ」である)ことを考えれば、この解釈は成り立たない。条件句のあとに「直ニ

ソレガ」(全釈)と補っても、同じことである。ここは、二人の關係が明らかになって、ことが露顕して、と解釈すれば、論理は明快である。なおこの歌では、引用部の直前は「……魂合はば君来ますやと吾が歎く八尺の歎き」と、男を待つ女の焦燥が歌われているのであって、「色に出づ」は「歎き」ないしは「君が名言ふ」ことを意識しての表現であることにも、留意しておきたい。

(㉒)は初句の訓に諸説あるが、「イフコトノ」(仙覚)と訓み、(人が)ものを言うこと」という一般的表現と見うるであろう。従来、この句に諸訓が試みられながら、意味は一貫して「人言」(他人の噂)と解されてきたのも、下句「色にな出でそ」の解釈と関連している。下二句を「色に出して恋い慕いますな云々」とする限り、「謂言」は「人言」の意でなければならぬからである。が、いわゆる人言の意ならば、同じ連作中の三首めにもある「人事」(六八五)——または「人(他)言」・「人(他)辞」——を用いるはずである。「謂言」は「人言」とは違うのではないか。そこで、「色に出づ」の一面に言語表出と同義ないしは隣接する語義を認めるとすれば、(㉒)は、ものを言うことの本当に恐しい国ですよ。(発言の結果どのような災禍にあうかも知れませんが)どうぞ私のことは言葉に出しておっしゃらないで下さい。その為に悶死なさるとしても、の意となろう。四句「色に出づ」は、句法的には初句「言ふこと」の

繰返しと見られるのである。

「謂言」を「人言」の意から解放した『小学館本』は、一、二句について

この国は言霊の魔力の恐しい国です。古代人や未開人は心の中に思っていることをむやみに口に出すと、言葉の中にある魔力によって不測の災いが起こると信じていた。

と注記する。古代の言語意識の一面としては正鵠をえたものであるが、ここはそうまで言わなくとも、思いを口外することによって生ずる第三者の中傷などを意識して、大袈裟に表現したものと考えられよう。ともあれ、右の説明からは「色にな出でそ」は当然言葉に出すことでなければならぬが、口訳は「(紅の)顔に出さないで下さい」とあって、全体はなお不明確な解釈に留まっている。

以上、(㉒)の示すところによれば、「色に出づ」が言語行為と、きわめて近接し、時に同義であることは、明らかである。

二

「色に出づ」の語義について、従来の理解では包みきれない面があることを見てきた。特に、この慣用句が言語行為に隣接する意を持つ事實は、それが思いの顔色化・表情化という静止的な状態を意味するのではなく、口に出す、ないしはその前段階としての、嘆

く・哭く^クなどの、より能動的状态を意味するのではないかとの推測を、可能にさせる。

なるほど、この句が後述のごとく譬喩的表現であることからすれば、作歌の具体的事情がわからない限り、その譬喩の指示する内容も曖昧なものが確かに多い。

(へ) 恋ふる日の日長くあればみ苑圃の辛藍の花の色に出でにけり (10
・二二七八)

(ト) さにつらふ色には出でず少なくとも心のうちに吾が思はなくに (11
・二五二三)

(チ) 安斎可^{あせか}鴻潮干のゆたに思へらばうけらが花の色に出^でめやも (14・
三五〇三)

これらはそうであって、従来の解で何ら問題ないと考えられもする例である。

(ハ) は、助動詞「ぬ」と結合しているから自動詞的に理解すべきであらうが、顔色にあらわれる^グとも、人に知られる^グとも解しうる。続く(ト)も

人目多み眼こそ忍ぶれ少なくも心の中に吾が念はなくに (12・二
九一一)

のような類型と比べると、顔色に出さず^グの意にとどまらず、行動や言葉にあらわす^グ意にもとれるのであるが、そのことは措くと

「色に出づ」考

して、一往これらは従来の理解の範疇にも収まる例である。しかし、これらと同様に見える次の例はどうであろうか。

(リ) よそのみに見つつか恋ひむ紅の末摘花の色に出でずとも (10・一
九九三、寄花)

(ヌ) あしひきの山橋の色に出でて吾は恋ひなむを人目難みすな (11・
二七六七)

繰返しになるので詳言は避けるが、(リ)は、「色に出さなくとも」の解は勿論、「表ニアラハシテ恋セズトモ」(全釈)の解でも釈然としたい。もともと「よそのみに見つつか恋ひむ」と片恋を自認する人にとって、表に現わして恋しないというのはどういふことか、説明がつかないからである。「紅の」以下は片恋(上一句)の内容説明であるから、「色に出づ」は、自らの思いを相手に告げる意でなければならぬ。諸注も指摘するように、これには『古今集』に類歌がある。

人知れず思へば苦し紅の末摘花の色に出でなむ (古今集・恋歌一
・四八六)

これは、一人で恋い慕っているのは苦しいだけだから「打ち明けてしまおう」(佐伯梅友氏・大系本頭注)の意である。(リ)と古今集歌とは、情意の動向においてこそ対蹠的であるけれども、素材や慣用語、発想法の面ではすべて共通している。

(ヌ)は、「を」を順接(大系本)とも逆接(小学館本)とも理解しう

るが、人目を憚らないで（二人の関係をはっきりさせて）の意である。それは、恋情表示の状態を言うのでなく、恋情行動化の状態を指すこと、勿論である。^③

このようにして、人目を忍ぶ恋を「色に出でめやも」と言い、「色に出づな」と呼びかけ、また「色に出でにけり」とつぶやく歌々を並べてくると、慣用句「色に出づ」を主にした恋歌の発想類型が浮かびあがる。その典型的なパターンが次のような歌である。

(ル) 恋ひまろび恋ひは死ぬともいちしろく色には出でじ朝顔の花 (10
・二二七四、寄花。類歌、8・一五九五他二首)

これらの類型の場合、観念的には「表面に現わす」意で問題ないが、具体的には「顔色・表情に現わす」ことではなく、口に出して言う^④ことに近い意味を指示するものと思われる。全くの類想である前掲(ホ)の存在や、さらに左のような例によって、そう推定されるのである。

(ヲ) 隠りのみ恋ふれば苦し山の端ゆ出で来る月の頭はさばいかに (16
・三八〇三、赤人集)

(ワ) 隠りのみ恋ふれば苦しなでしこの花に咲き出でよ朝なさな見む
(10・一九九二、寄花)

三節で触れるように、「色に出づ」は本来序詞的文脈において成立した慣用句と見られ、その点で右の二例と同種の譬喩と見なしう

る。(ヲ)は題詞「昔者有^⑤壮士与^⑥美女二也姓名未詳不^⑦告^⑧三親^⑨竊^⑩為^⑪交接^⑫於^⑬時娘子之意欲^⑭親令^⑮知^⑯因作^⑰歌詠^⑱送^⑲与其夫^⑳歌曰^㉑」とあって、「頭はす」が二人の関係(ないし相手の名)を親に公表する意であることは動かない。(ワ)も全く同趣の歌であるから、私のこと(二人の関係)を親にうちあけなさい^④の意であろう。この歌の第一句は赤人集には「人知れず」とあって、その形からは前掲(ロ)や古今集歌との類同関係(人知れず恋ふ^①隠りのみ恋ふ^②)も明らかである。

このように、(ル)は「色に出でじ」と誓い、(ヲ)は「頭はす・咲き出づ」(「色に出づ」と言うのであるが、それらを根底で支えている思念は一つのものであろう。「色に出づ」は言うまでもなく人目を意識した表現なのであるが、その表現を成り立たせている恋愛ないし結婚の形態が、ここで問題になる。

高群逸枝氏によれば、妻問婚は「忍び妻問期」および「現れ妻問期」の二期に分けられると言う(『招婿婚の研究』、全集第一巻、P 74)。前者を恋愛期、後者を結婚期と仮称することも可能であろう。

(カ) 秋萩の花野の薄穂には出でず吾が恋ひ渡る隠り妻はも (10・二二八五)

(コ) 水底に生ふる玉藻の生ひ出でずよしこの頃はかくて通はむ (11・二七七九)

の「隠り妻」や「生ひ出でず」「通ふ」などの表現の背後にあるも

のは、忍び妻問期の愛のあり方と考えられる。「隠り妻」が人の目や親の目を忍んでいる妻の意であることは、佐伯梅友氏も語義的に主張されるところである（『所依』『所縁』の訓について、『萬葉語研究』所収）。前掲(ウ)や(ク)は、思うに任せぬ逢う瀬をかこつ主体が、二人の関係を親に告げて、公然と逢うことを望んだ歌なのである。とすれば、前掲(カ)や、

(タ) 隠りには、恋ひて死ぬともみ苑原の鶏冠草の花の色に出めやも (11)

・二七八四)

のような一連のパターン——「隠りに恋ふ」ことと「色に出づる」こととを対照して述べる発想——も、忍び妻問期の愛のあり方と重層させて理解できるはずである。これらは意志を堅持する誓いの歌としての性格を持つが、安定した通婚形態に移行する前段階としての不安定なこの期間では、他人の中傷は勿論親（母親）の眼を意識して関係を維持しなければならぬからである。つまり、「隠りに恋ひて死ぬとも」式の表現は、常にその裏面に「顕われ妻問い」への意欲と期待を蔵しているのであって、「色に出づ」は単に感情の表面化を意味するのではなく、相手（との関係）の公然化を意味するの一般的なであったと考えられよう。ここに我々は、もっと直接的に相手の名を口にすまいと自戒する恋の歌を、重ねて見る事ができるであろう。

(レ) 玉かぎる岩垣淵の隠りには伏して死ぬとも汝が名は告らじ (11・二七〇〇)

(ソ) 吾が背子はその名告らじとたまきはる命は棄てつ忘れ給ふな (11・二五三一)

間接的、譬喩的表現（色に出づ）をとるか、直接的表現（名を告る）をとるかの違いはあっても、言うところは同じである。

もっとも、このような類型をすべて忍び妻問期の歌とみなすことはできまいし、「色に出づ」を「言葉に出す」意とのみしてしまふことは、この慣用句に、従来の解釈とは異なる固定性を押しつけることになる。更に広く人目を意識する歌として

(ツ) 隠沼の下ゆは恋ひむいちしろく人の知るべく歎きせめやも (12・三〇二一)

(ネ) 隠沼の下ゆ恋ひ余り白浪のいちしろく出でぬ人の知るべく (同・三〇二三)

のようなものは、枚挙にいとまがないし、ある種の「色に出づ」はこれらと重ねて見うるのである。

しかも肝要なことは、「嘆く」行為は、人目を意識しつつ別離をかこつ恋歌の表現として、「言葉にかける」行為と殆ど同範疇と捉えられることである。

(ナ) 岩が根の凝しき山を越えかねて哭には泣くとも色に出でめやも

(3・三〇一、長屋王)

(a) 思ひ出でて哭には泣くともいちらく人の知るべく歎かすなゆめ

(11・二六〇四)

(b) 旅にして妹を思ひ出いちらく人の知るべく歎きせむかも (12・

三一三三)

(a) は解釈上問題の多い歌である。従来の解では、「哭に泣く」が「色

(||顔色)に出づ」よりも程度が高いと考えるので、上四句と末句

とを逆接「とも」で結ぶ関係が明確でない。が、「色に出づ」を「言葉に出す」意とすれば解釈は落着く。そして、更に(a)の類想として

(a)、(b)の歌を参看するとき、それらの「嘆く」が相手のこと(もしくは名など)を「口にかける」意と同範疇の位置にあることは、了解されるだろうと思う。

(ラ) 歎きせば人知りぬべみ山川のたぎつ心を塞きあへてあるかも (7

・一三八三)

(ム) 言に出でて言はばゆゆしみ山川のたぎつ心を塞きあへてあり (11

・二四三二)

これらによれば、「嘆く」と「言に出づ」は一步の差であり、そのことは前掲(二)の長歌によっても認められたところである。

以上考えてきたことをまとめよう。恋情表現の方法を一往段階的に図示すれば、△そぶりにあらわす→哭に泣く・嘆く→言葉に

出す▽となろう。「色に出づ」は、概念的には右の範囲を包含する譬

喩句として捉えうると思うが、実質的には妻問い婚の形態・習俗と係わって、二人の関係(相手の名)を公然化する・言葉に出す意を、かなり一般的に認めるべきであろう。つまりこの句の意味は、

(A) 他動詞的用法の場合——相手との関係・心中の思いを公然化し、行動や言葉に出す意。

(B) 自動詞的用法の場合

(1) そぶり(言葉などの行動がおのずと形をなしてしまいう意。

(2) その行動が第三者に知られる意。

と整理しうると思う。

さてその場合、特に自動詞的用法において、そぶりのうちに「顔色」を含めて考えるべきなのかどうなのかの問題が残る。それについて論断する決定的論拠のない今は、判断を保留しなければならぬ。が、従来の解釈の範囲で問題ないかに見えた少数の例(カ)・(キ)など)の場合も、こうして発想の基盤や類型を整理してきてみると、この句は静止的な感情の発露(顔色・表情)を意味するのでなく、△そぶり(そぶりにあらわれる)などのより動的状态を指しているのだと理解せざるをえないのである。

慣用句「色に出づ」の以上のような語義は、それが本来的に序詞的文脈において定立した歌語・恋愛語であることに關係して、むしろ思われる。^⑤この句が単語「色」と「出づ」の単純な複合とするならば、上述のような意味は持ちえないだろうからである。序詞は本質的に譬喩表現であり、譬喩は多義性を内包する。

「色に出づ」は、二十例を越える用例のうち序詞表現か譬喩歌の中に用いられるのが殆どで、非序詞的表現は六例にすぎない。つまり、色を顔色と見ることに問題が残ると思うが、「景物の色彩とかけ詞になっている」（時代別国語大辞典上代篇）ものを本来の用法としてまず間違いない。このことは、『萬葉集』における「色」の把握が、具体的・即物的様相と結びあっている事実（伊原昭氏『萬葉の色相』「三、色名の具体性」）を考えあわすことによっても、首肯されよう。

その際に、譬喩となる景物をあげてみると

山橋（六六九他）、紅・末摘花（一九九三他）、辛藍の花（二七八四他）、紫・紫草（三九五他）、朝顔の花（二二七四）、うけらが花（三三七六他）、黄土（二七二五）、ま朱^{そは}（三五六〇）

など、不明のものもあるが、赤色系統の景物が大部分である。^⑥これは、赤色がはっきりと目立つ色のゆえであろう。佐竹昭広氏（『古代日本語に於ける色名の性格』国語国文、24巻6号）によれば、赤

は上代に概念的に色として把握された数少ない色彩の一つであるし（それが「明―暗」の対比における「明」を表わす語であることも、この際示唆的である）、さらに伊原昭氏（前掲書P 19～20）によれば、『萬葉集』が色として把握する色名・色物名には赤系統のものが圧倒的に多い。そして、これらの景物が染料となる植物を多く含むことも見逃しえない。「色に出づ」は、思いを表面化・公然化・行動化させ、また人に知られるようになる様相を、顕著で鮮やかな色彩に置換した表現なのである。『萬葉集』の発想の分類で言うならば、寄物陳思歌ないし譬喩歌的発想がそれにあたる。草木が目立つ色の花や実をつけ、また鮮やかな色に染めあがるその具体的形相のなかに、人目を秘している恋の顕在化とそこに生ずる人間心情のあり方を重ね見る発想法こそは、まさしく萬葉的なものである。

「色に出づ」が景物に寄せる発想法のなかで定立した慣用句であるとすれば、前節でも一部触れたが、次のような同類の慣用的修辭句との関連も、改めて問題となる。

(1) 秋萩の花野の薄穂には出でず吾が恋ひわたる隠り妻はも（10・二二八五、前掲カ）

(2) 見渡せば明石の浦にともす火の秀にそ出でぬる妹に恋ふらく（3・三二六）

(3) 水底に生ふる玉藻の生ひ出でずよしこの頃はかくて通はむ（11・

三七七八・前掲(三)

(4)美夜自呂乃洲処辺に立てるかほが花な咲き出でそねこめてしのは
む(14・三五七五)

(5)紅の深染の衣を下に着ば人の見らくにほひ出でむかも(11・二
八二八)

(6)あしひきの山川水の音に出でず人の子ゆゑに恋ひわたるかも(12
・三〇一七)

これらは数から言えば、「穂(秀)に出づ」「穂に咲き出づ」「穂
に咲く」が「色に出づ」に次いで多く(二〇例)、「音に出づ」(三
例)、「咲き出づ」(二例)、「生ひ出づ」、「にほひ出づ」(各一例)は
僅かである。いずれも、思いや関係を外に出して顕わにする(な
る)意として、同一の範疇にまとめえよう。譬喩に用いられる景物
の様相としては、色彩(「色に出づ」)・形状(①)⑤)・音響(⑥)
などと種々であるが、それら譬喩的修辭の指示する内容は、同列に
考えてよい。右はいずれも序詞表現か譬喩表現(⑤)であるが、も
ともと序詞や譬喩のための素材には、歌の場に即した「即境的景
物」を用いるのが発想の約束であった。従って、同趣の情意を表現
するのにもその場(状況)に応じた多様な景物が採られることとなり、
右のような同類異種の表現が存在する結果となるのである。(2)の場
合は、題詞「門部王在難波見漁父燭光作歌」によって、場が判

明する例である。

ところで、これらについての従来の解釈は、「生ひ出づ」「音に
出づ」「咲き出づ」などには、公表する・打ちあける意をも認め
ているが、「穂に出づ」になると殆ど「色に出づ」と同様に理解さ
れている。これは恐らく、物に寄せるといふ、序詞の発想法として
の側面を軽視して、言葉(単語)そのものの意味に固執する形式主
義的な理解の態度に起因している。「穂に出づ」は、「穂に咲く(穂
に咲き出づ)」の形もある(11・二七八三、10・二二七五)ことか
らして、「咲き出づ」と区別できないであろうし、何よりも次のよ
うな例証によってみれば、そのことは明らかである。

(ウ)言に出でて言はばゆゆしみ朝顔の穂には開きでぬ恋もするかも
(10・二二七五)

(中)新室の許騰伎にいたればはだ薄穂に出し君が見えぬこのころ(14
・三五〇六)

(ウ)の場合・通常の「口に出して言えば大変なので、人目に立たぬ恋
をするよ」の口訳は、分ったようでありつつ実は論理の飛躍を含
む。今の「穂に咲き出づ」は、当然「言に出でて言ふ」と同義でな
ければならない。つづく(中)も、「思いを色にあらわして、言い寄った
君」では意をなさず、言葉にあらわして意志表示をした(関係を公
然化した)君の意として、いわゆる顕われ妻問期の夫と見るべき

であろう。^⑦「穂に出づ」は本稿の主張する内容において「色に出づ」と同義なのである。従って前掲(3)・(6)などもまた同範疇の義を有するものと考えられる。

いったい、序詞が発想形式だということを構造的に示せば、

白真砂三津の黄土の
色に出でて
言はなくのみそ我が恋ふらくは

(前掲(4))

のごとく、A||主題の提示(景物)とB||主題の説明(心情)とをCによって統一する形である。統一のしかたは様々であるが、「色に出づ」(——に出づ)のような形は譬喩によってAとBとを繋ぐものである。しかも、Cは本来Aの述語的役割が強いものであった(土橋寛先生『古代歌謡論』第七章・P310)。

(イ)山の端にあぢ群騒きゆくなれど吾はさぶしゑ君にしあらねば(4・四八六)

(ロ)秋の田の穂の上に置ける白露の消ぬべくも吾は思ほゆるかも(10・二二四六)

(ハ)夏の野の繁みに咲ける姫百合の知らえぬ恋は苦しきものを(8・一五〇〇)

Cに位置する語を通して序詞の機能を見た場合、(イ)↓(ハ)の順序で発想法から形式的修辭法へと移りゆく過程が考えられる。(ロ)の段階ま

では、Cの述語的役割を見ざるをえまい。「消ぬ」は、白露が消える意を下敷きにして、はじめて心情表現として「死ぬ」の意に転換しうるのである。いまの「色に出づ」はこれと同じ性格を有すると思われる。これを形式的に処理すると、「……黄土の」までが「色に出づ」を導くための序であるとされて、Cの景物表現に係る意味が見落とされることになる。「色」は顔色の意とならざるをえないのである。

こうして、発想法としての序詞の構造を見すえ、C||「色に出づ」の意味的機能を考定すれば、「色」(これに類する「穂」なども同じ)は景物の色を指し、「色に出づ」は景物表現の述語として捉えられよう。それが下の心情表現に転換するとき、譬喩として恋情ないし恋愛の行動を指すことになるのである。

さらにここで問題とすべきは、「色に出づ」の「出づ」が多く自動詞と他動詞との意の掛詞的用法となっているらしいことである。

右の例の場合も、C||「色に出づ」は、序詞(景物表現)としては

「白い砂の三津の浜の黄土が色あざやかに際立っている」意で自動詞であり、本旨(心情表現)としては「(思いを)外に顯わして言わないだけです云々」の意で他動詞である。そして、景物表現の「出づ」はまず自動詞の意味が普通であるから、他動詞的な意味で本旨に展開してゆく場合の「色に出づ」には、その譬喩的意味におい

てのみならず、語法的にも転換が認められることになる。しかも、心情表現に係わる「出づ」には圧倒的に他動詞的用法が多いのである。

このような動詞「出づ」の用法は、本来これが「自他未分の状態」(注釈)であることに起因するとも考えられるが、右のような慣用が固定化する過程で、恋情表現の修辭の場合特に「——に出づ」(他動詞)の用法が助長されるというあり方も、考えてみるべきであろう。

恋情の表出や相手との関係の公然化は、前掲『注釈』の言い方を借りれば、なるほど「意志を超えた問題」(自然的自発的)である一方、「意志の問題」(意志的作動的)であることも事実である。『注釈』はその二つを明確に区別しえないとして、そこに「——に出づ」の特徴を認めたわけであるが、以上のような序詞表現の性格を考定すれば、本旨への展開において「出づ」が自動詞・他動詞いずれの意義を荷うかは、かなり明確に区別しうるのである。動詞「出づ」が自他両用に通じることと、表現の一回性においてそれが指示する意義とは、おのずと異なる問題であろう。

おわりに

以上、慣用句「色に出づ」には、(1)言葉に出す意と同義、ないし

は隣接する意を表わす用例があること、(2)この句を含む発想の類型とそれを支えている発想の現実的基盤から考えても(1)が肯定されること、(3)この句は序詞的文脈において成立したものであって、序詞形式の構造面からもそう考えられること、の論点を主として、この句の意味内容についての私見を提起してみた。そぶり・行動・言葉にあらわす(あらわれる)意とすべきではないか、との結論である。

しかし、ただちに予想されるのは、「忍ぶれど色に出でにけり吾が恋は物や思ふと人の問ふまで」(拾遺集11・六二二、平兼盛)のような用例は新たに成立したものなのか、萬葉にもあるのではないか、との反論である。天曆の歌合わせに壬生忠岑の「恋すてふわが名はまだき立ちにけり人知れずこそ思ひそめしか」(同六二三)と争ったというこの歌は、文字通り「忍ぶ恋が顔色にあらわれる」意として「色に出づ」を用いた代表的な例である。

そこで萬葉以後の用例について、あらましを考えておこう。この慣用句は、恋愛の情動表現を荷う歌語として平安朝以降の和歌にも受けつがれ、基本的な意味内容は変わっていないが、めだつ変化はその譬喩的機能が後退してゆくことである^⑧。序詞的表現が『古今集』に多いことを除けば、あとは「色に出づ」は単独で用いられる傾向を示している。この事実を、この慣用句が表現の即物性・具象

性を払拭して、抽象化・一般化してゆくことを意味すると思うが、同時に、先の兼盛歌のような言葉に即した新たな意味を増長することにもなるのだ、と考えられる。

『古今集』は、そのような点で、萬葉的表現から平安朝的表現への過渡的様相を示すとも言える。この慣用句が殆ど序詞表現として表われる『古今集』の場合、多くは読み人知らずの歌である。そして、表現の内実は万葉の例とかけ離れてはいないのであるが、半面、それらを古今集的秩序において見る時、萬葉的表現とは異なるニュアンスを萌すもののようなのである。(以下、用例は古今集による)

人知れず思へば苦し紅の末摘花の色に出でなむ(11・四九六、
読人知らず)

秋の野の尾花にまじり咲く花の色にや恋ひむ会ふよしをなみ
(同・四九七、読人知らず)

当該句は、「人知れぬ思ひ」・「会ふよし」のない恋と各々対になっていることから、表面的に行動化する意であることは明白で、前者は「うちあける」意、後者も「公然化させる」意である。これらは『古今集』の配列のなかでは、

思ひ出づる常盤の山の岩躑躅いはねばこそあれ恋しきものを(11
・四九五、読人知らず)

と共に、「花に寄す」部類として「忍ぶ恋」のテーマのもとに一連

「色に出づ」考

をなすという。そこで注目したいのは、「忍ぶ恋」のテーマということとであり、これらが「忍ぶ恋の重圧に抗しきれず、心中の恋想を外部に現はさうかと逡巡する心理状態を、描き出したもの」と認められることである(松田武夫氏『古今集の構造に関する研究』P42)。
さらに

恋しくは下にを思へ紫の根摺りの衣色に出づなゆめ(13・六五二、
読人知らず)

花すすき穂に出でて恋ひば名を惜しみ下結ふ紐のむすぼほれつつ
(同・六五三、小野春風)

は、「浮き名立つ恐れ」を「衣に寄す」発想で統一した部類であり、
紅の色には出でじ隠れぬの下に通ひて恋ひは死ぬとも(13・六六
一、紀友則)

笹の葉に置く初霜の夜を寒みしみはつくとも色にいでめや(同・
六六三、凡河内躬恒)

も「人に知られぬ」恋を述べる一連であり、そして右の歌々が「忍び難き苦痛」として把えられ、「自然外部に現はれるやうになる」ことを言うのが次のような部類であるという(松田氏・前掲書)。

わが恋をしのびかねてはあしひきの山橋の色に出でぬべし(13・
六六八、紀友則)

要するにこれらの例は、編者の意図||当時の享受者の意識として

は、「忍ぶ恋」の美意識と係わって古今集的な表現の世界を構築する歌と理解されているのである。その時、実質は『萬葉集』からそうかけ離れていないこれらの歌が、『萬葉集』とは異なる「色に出づ」を萌してゆくことになるのではなからうか。恋愛行動の一過程として「色に出づ」を用いた萬葉人と、静止的内面的な感情の昂揚において恋愛の美意識を見る平安人との違いが現われはじめている、といてもよい。

思ふには忍ぶることぞまけにける色にはいでじと思ひしものを
(11・五〇三、読人知らず)

この「色に出づ」は初句「思ふ」と等価の意味を持つ。テーマと発想には、すでに『拾遺集』兼盛歌に通じるものが認められる。

このような美意識の確立と共に、他方「色に出づ」は序詞的文脈(表現の即物性)を離れて単独で用いられる傾向を強める。その時、この慣用句は文字通り「顔色ないし表情に出る(あらわす)」意として、変貌していったのだと思われる。そのことを示す一つの事実、次のような「色に見ゆ」という類型的慣用句の成立である。とこ夏に思ひそめては人知れぬ心の程は色に見えなむ(後撰集・

二〇一、夏歌)

常夏の花の鮮やかな彩色に、恋のために思いつめた顔色を、ここでは譬喩として重ねている。「色に出づ」から「色に見ゆ」への変

化——それは「色に出づ」の史的変遷でもあった、と言わなければならぬ。それと共に、序詞文脈を離れた「色に出づ」は『源氏物語』などでは、恋愛の情動以外の人間感情を表わす語としても展開してゆくのである(補注⑤参照)。

こうして、慣用句「色に出づ」は、発想法としての序詞から独立するところに、「顔色」の意を萌す契機があった。このことを逆転させて言えば、萬葉の「色に出づ」の解釈に際しては、序詞を発想法とする理解の不徹底が、その解釈を曖昧にしていたということでもある。かてて加えて、一面では「色に出づ」は、文字通り「顔色にあらわす(あらわれる)」意を付加していったのであり、そのいわば発想法を離れた慣用句の新しい意味が、逆に萬葉歌の解釈に演繹されるという、二重の誤解をこの句は蒙ってきたと言えるのであるまいか。

補注

① 多くの注釈書がこのように訳す。たとえば『注釈』は、「上四句までは譬喩で、この句(五句)で作者の思ひが直叙された形」として、「家持に思ひ入った心が、まだ契りもしないうちに、外に現はれて人に知られるやうになったという譬喩になつてゐると見る事が出来る(傍点引用者)」としている。「色に出づ」を心情の直叙と言ひ、また譬喩と述べられる曖昧さのうち

に、従来の解の典型的態度を見ることのできる。この慣用句の理解は修辭法の理解の問題でもある、と言えよう。

② 「人言」(他人の噂・中傷)の表記は仮名書き例(「比等其等」)の他は、「人事」・「人(他)言」・「人(他)辞」であつて、「謂言」は異例である。

③ (又)は、「人目」(『考』による)は原文「八目」であつて、それを採れば、「逢はないで恋をすることを止められなくするな。恋をさせないやうにしてくれの意」(全註釈)となるのだから、これでは該当句も一首全体も何のことか分らない。この歌が「いづれにしろ人目を恐れる相手に迫る気持のもの」(注釈)であるならば、真淵(『考』)の説に従つて、「そこにも人めをばどかることなくあらはれて相思ひてよ」とすべきであろう。

④ (ワ)は女の作と見られなくもない。「朝なきな見む」は、「なでい、この花に咲き出よ」の即物的発想にそつて導かれた表現と見なしうるが、表現の基底には後朝の男を見送る女性の眼が感じられもするからである。

⑤ 「色に出づ」は萬葉以前には用例がない。しかし、このように言った場合、『日本書紀』などに表われる「色」ないし「色の語を含む慣用表現との関係が、問題となるであろう。『書紀』では漢字「色」は、イロとして彩色の意に、音仮名として人名

の一部に、容姿・容色の意にそれぞれ用いられるのが圧倒的に多い。が今注意すべきは、オモヘリと訓まれる

失色(二例)・脱色(二)・蔽猛色(一)・皇后色(一)

などの例、そしてオモホテリの訓をあてられる

作色(二)・愠色(一)

などの例である。喜怒哀樂の表情を「色」で表わすのは漢語の本義であり、右の例も漢語漢文的表記と認められるであろう。しかし、恋愛の感情ないし行動の表現としては用いられていない。対照的に『古事記』ではこのような表現は見当らず、同趣旨同場面の表現が「大怒曰」・「大怒詔」などとなっている。従つて、このような漢語的表現と和文的表現と見られる「イロに出づ」との間には微妙な違いがあり、いま直接繋いで見ることは避けたいと思う。

こうして「色に出づ」は、もっぱら恋愛語であり歌語であるという点でのちまで一貫している。たとえば『源氏物語』などでは、「色に出づ」(四例)の他に「色にいだす」(五例)という他動詞の用法が発生して、意味も恋愛感情以外の表情を表わしているが、後者は地の文のみで恋愛に関するもの一例、前者は半分の二例が歌であり恋愛に関するものである。ここからも、この慣用句が萬葉以来、恋愛語・歌語として独自の領域を

保っていたことが知られる。

⑥ 「朝顔は」は、いわゆる朝顔、木槿、桔梗などの説がある。

「うけらが花」は今言う「おけら」を指すとされるが、花色は白いのも紅をさしたのもあるという。

⑦ これは初句の解釈に、「言寿き」の略とする説と「蚕時」とする説とがある。後者とする、原文「許・騰伎」の許は乙類仮名であり、蚕のコは甲類仮名であるから、特殊仮名遣いの原則に反するが、意味の通りはよい。いずれにせよ、関係がはつきりした顕われ妻問期の夫を怨む女性の歌であろう。この歌については「面知る君」(12・三〇一五、同三〇六八など)なる句も参考になる。

⑧ 色相に関する表現を検討する立場から、伊原昭氏は次のように述べられている。

平安以降の八代集へ移ると、「いろ」に関する例は、約四二〇用例にも及び、萬葉からさらに発展して継承されていたともいえそうである。しかし、萬葉にみられた「色に出て」のように、色彩と心情表現とが関連しあう場合は一〇余例にすぎない。この率は、萬葉の約22%とくらべ、2%という比率の低さである。(『萬葉の色相』、P 24~25)

吉永登先生 上代文学論集

(関西大学国文学会編集・発行)

イハノヒメの物語||吉井巖 古事記抄||九恭記||中西進 古事記訓詁二題||修理固成・開天石屋戸而刺許母理坐也||西宮一民 富士と筑波考||植垣節也 九世紀の歌と詩||新撰万葉集||中心として||小島憲之 宴げと笑い||額田王登場の背景||直木孝次郎 短歌の語り||人麻呂の方法||伊藤博 香椎廟宮||志賀白水郎と旅人・憶良||渡瀬昌忠 家持の依興歌二首の背景||橋本達雄 衾道を引手の山||橋本四郎 万葉歌解釈一、二||三七六三・二七五九歌についての私見||坂本信幸 潮干乃山と方便海||井村哲夫 「常しへに」と「若くへに」||付けたり、「うったへに」||「うたがたも」など||森重敏 ミ語法私按||木下正俊 万葉集の語順||佐伯哲夫 卷十六の特異性||語彙構造の上から||浅見徹 万葉の鶴||しほひ・しほみち||犬養孝

A5判 本文(8ポ30字×25行×2段縦組)右の論考18篇
ほか計二〇〇頁 上製本一般頒布一四〇部限り 頒価二、〇〇〇円 送料二〇〇円

畔田伴存著 吉永登解説

萬葉集物名新註

総例 安部

畔田伴存は、翠山又は翠巖と号した紀州藩医員で、江戸後期に活躍した博物・古典学者として知られる。本書はその未刊書中より、零本ながら万葉にかかわる書を複写したものである。これは、解説者が古稀を自祝して縁故者に頒たれたものであるが、篤学同好の士のために特に乞うて、ここに少数部に限り、仲介の勞をとらせていただくものです。

本文六八頁 附録 香川景樹「すみれの説」二四頁 解説四頁
B5判総九六頁 頒価一、〇〇〇円 送料一六〇円

申込先 千六〇三 京都市北区小山堀池町二九

大 地 広部重汪
振替 京都四二八二八番

礪波路と之乎路

黒川 総三

はじめに

越中の国府と平城京とを結ぶ奈良時代の官道について、注釈家がわからずに言及されたものを見ないが、おそらく一般には、鴻巣盛広氏の『萬葉集全釈』が後出の歌内(一)のところで、また武田祐吉博士が『萬葉集全註釈』卷十八・四〇七三の前文(後出(一))の「釈」の中で触れておられるように、「之乎路」説であったと思われる。地方史家も、大方は「之乎路」説で、森田柿園の『萬葉事実余情』をはじめ、最近も木倉豊信先生は『越中の萬葉』(北日本新聞社)の中で、志雄越えが正規の官道であったろう、と述べておられる。ただその中でも『小矢部市史』は、官道としての北陸道が「礪波路」であったことを記しており、歴史家も中央の諸学者は、次にも挙げられる『延喜式』の記載によってか、おおむね「礪波路」説である。『萬葉集』卷十七から卷十九に及ぶ、大伴家持が越中国守であった当時の歌のうち、解釈が歪められて今日に至っているものが幾つ

かあるのは、あるいはこの官道の經由地に関する誤解に基づくのではないかと思う。私は現地在住者の一人として、当時の北陸の官道が「礪波路」であったことを明らかにし、大方のご高批を仰ぎたい。

一

『延喜式』卷第廿八、兵部省諸国駅伝馬の条に次のような記事がある。

北陸道

加賀国駅馬 朝倉 潮津 安宅 比楽 田上 深見 横山各五疋

伝馬 江沼・加賀郡各五疋

能登国駅馬 撰才 越蘇各五疋(伝馬の記載なし)

越中国駅馬 坂本 川合 日理 白城 磐瀬 水橋 布勢各五疋、佐味八疋

伝馬 礪波・射水・婦負・新川郡各五疋

(以下略)

『延喜式』は延長五年(九二七)に完成し、施行は康保四年(九六七)となっている。しかし、この駅伝馬の制度に関しては、大宝令で確立した駅制を、里程の呼称の上で若干変更を加えただけの養老令のそれを、そのまま踏襲したものと見られる^①。奈良時代もたぶん右と同じだったと考えてよからう。

その中で、加賀国(嵯峨天皇の代弘仁十四年に越前より分置)の「深見」とあるものは、はじめ越中国掾でのち越前国掾に転出した大伴池主が家持に送った書状

(一) 今月(天平二十年三月)十四日を以て、深見村に到来し、彼の北方を望拝す。常に芳徳を思ふこと、いづれの日にか能く休まむ。兼ねて隣近なるを以て、忽ちに恋を増す。……(卷十八・四〇七三の前文)

(二) 駅使を迎ふる事に依りて、今月(天平勝宝元年十二月)十五日に部下加賀郡の境に到来す。面蔭に射水の郷を見、恋緒深。海村に結ぼほる。身は胡馬に異なれども、心は北風に悲し。月に乗じて徘徊すれども、曾て為す所無し。……(同四一三二の前文)

に「深見村」「深海村」とあるそれであり、現在の津幡町(石川県

河北郡)に比定されている(あるいはそれよりもっと今日の俱利伽羅側に寄っていたかもしれない)。この次に位置する駅は越中の坂本であり、それは礪波郡内の石動(いすぶま)(現在小矢部市内)に比定されている。

池主の書状(一)は、駅使送迎のために深見まで来た越中国司に手交されたのではなからうか。この書状の日付が「三月十五日」、これに対する家持の報贈歌(四〇七六、四〇七九)の日付が翌十六日となっていることも、その推定を助ける。また、書状(二)の駅使も「礪波路」を経由して来往しているものと思われ、池主が越前国の駅鈴か伝馬の引き渡しのため深見まで来た時のものと考えられる。もし「之乎路」経由の越中からの駅使を迎えるのであれば、深見の北、横山の駅に赴くはずである。言うまでもなく、家持が越中国守であった当時、羽咋以北の能登四郡は越中に属していた。横山は津幡町寄りではあるが、羽咋郡志雄と津幡の中間にある宇ノ気町(河北郡)のそれであろう^②。

なお、天平感宝元年五月五日に家持が饗した、東大寺の占墾地使の僧平栄も「礪波路」をとっている。その時に家持が贈った歌

(三) 焼き太刀を礪波の関に明日よりは守部遣り添へ君を留めむ
(卷十八・四〇八五)

がそれを証明する。第四句の「守部遣り添へ」の語句から考えて、

この当時若干の関守が常時勤務していたものと思わねばならぬ。関もまた大化二年（六四六）に制度化され、そのいずれもが官道の要衝にある。今日の礪波関址の石碑には「この関を設けしは和銅五年にして越の三関の一なり」と刻まれている。^⑧ここにいう「越の三関」とは、越前国の愛発、越後の出羽との境の鼠（念珠）、およびこの礪波関をさすのであろうが、和銅五年（七一三）開設というこの根拠は不明である。しかし、同年五月にはじめて国司巡行のことなどが『令集解』（田令）に見えており、また『続日本紀』によると、九月に出羽国が置かれているから、それらと何らかの関係があるかもしれない。

以上のほかにも「礪波路」をとったと思われる例が、ほかならぬ『萬葉集』にある。天平十九年五月二日、家持が正税帳使となって出立する際に、池主が詠んだ長歌にも、

(四) ……朝霧の 乱るる心 言に出でて 言はばゆゆしみ 礪波
山 手向の神に 幣奉り 我が乞ひ禱まく はしけやし 君
がただかを ま幸くも ありたもとほり 月立たば 時もか
はさず なでしこが 花の盛りに 相見しめとぞ（巻十七・

四〇〇八）

とあって、礪波山の手向（峠）の神を祈念しており、また天平勝宝二年四月三日に家持が池主に贈った歌にも、

(五) ……君と我と 隔てて恋ふる 礪波山 飛び越え行きて……
（巻十九・四一七七）
とあって、越中国府と越前との間の往来は、ほとんどすべてが「礪波路」経由であったと思われる。

令制にも

北陸道 支路三 若狭 能登 蒲原

別路一 信濃路

とあり、これによって坂本太郎博士は

北陸道 近江穴太駅から佐渡国府に到る。

1 若狭路—近江三尾駅から若狭国府に到る。

2 能登路—加賀田上駅から能登国府に到る。

と説かれる。このことを考慮するならば、「之乎路」は北陸道の支路である能登路のそのまた支路ということになり、能登の「撰才」^④から越中国府までの間に、令の規定による駅馬を備えた駅家があったか否か、はなはだ疑問である。距離だけについていえば、伏木から志雄まで三二キロ強もあり、令制に従えば、その間に少なくとも一か所は駅家があるべきところである。

二

「之乎路」の歌は、天平二十年春の出挙に、家持が管内巡狩をし

た折の歌

(内) 之乎路から直越え来れば羽咋の海朝なぎしたり舟楫もがも

(卷十七・四〇二五)

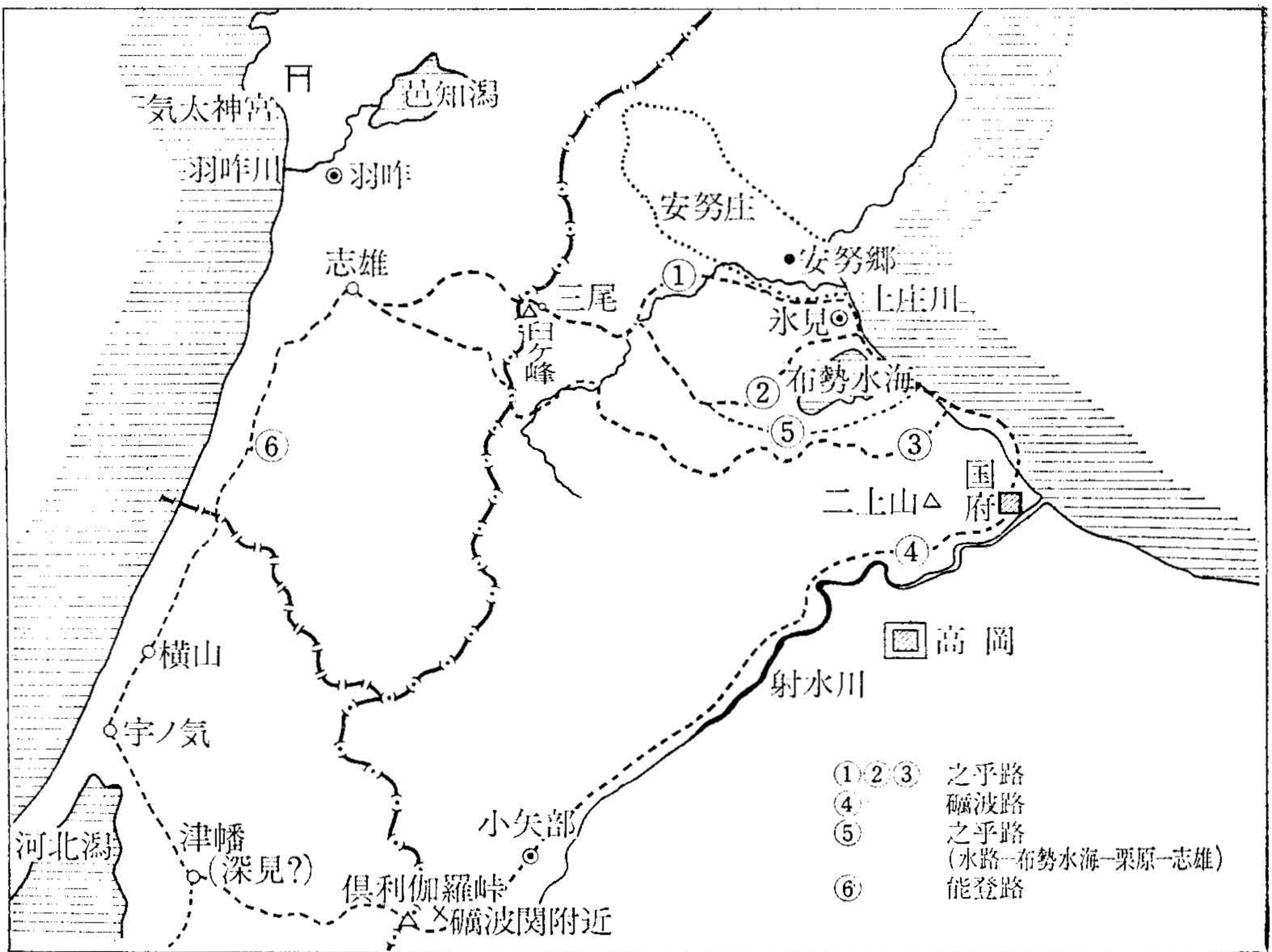
の一首があるに過ぎない。この題詞に、

気太^{けだの}神宮に赴き参り、海辺を行く時に作る歌一首

とあるのも、「之乎路」の持つ地方道的性格を暗示しているかのよう
うで、歌内に特に「之乎路から」とことわってあるのも、然るべき
わけがあつてのことかもしれない。もし「之乎路」が越中国府と平
城京とを結ぶ官道であり、越中の国司が常に通過していたとすれ
ば、この時家持にとって最小限四度目の利用ということになる。し
かし歌内にもその題詞にもその感触がない。

では、どうして「之乎路」が越中国府の出入路であるかのように
考えられはじめたのであろうか。私の想像では、家持が天平勝宝三
年八月五日に越中国守の任を終えて帰京する時の歌(四二五一)の
題詞(後掲(乙))の誤解に端を發し、さきほどの歌内が更にそれを助
長して打ち出されたのではないかと思う。

(乙)の中に「射水郡の大領、安努君広嶋」という人物が登場し、そ
の者の門前の林中で饞宴が行なわれた、とある。この「安努君」の
本貫は、以前は氷見市街地の北部を東流する上庄川の上流に擬せら
れていたが、今日では元禄十六年当時の安努庄の範囲から推して、



(図 A)

加納(旧氷見郡加納村)に比定されている。この加納は、図A(安努郷)に見られるように、越中国府から約一五キロも離れている。当時の道程に換算してほぼ二十五里である。これは、地方官の赴任は一日歩行五十里と「公式令」に定められていることを考^⑤量するならば、半日の行程で、駅制による駅間の里程にも匹敵する。更にいえば、幾つか推定がなされている「之乎路」のうち、最も北に偏しているコースよりもなお北にその加納があるということは無視できない。

「之乎路」の経路については諸説があるが、一般には右図に示した①②③の三説が行なわれており、そのいずれもそれぞれの沿線出土物から見て、弥生時代以前から利用されていた可能性がある。ところが前記の加納は、そのうち最も迂遠な北端路(①)よりなお北の、上庄川を渡って一キロも行った所にあるのである。①コースによってさえ、深見まで行くのに、「礪波路」經由より二〇キロ以上の廻り道になる。地方官の赴任行程が一日七十里(約四六キロ)、一六キロ毎の駅伝馬乗り換え、赴任日数の制限などのことを考え合わせると、加納に立ち寄るのはもちろん、どの「之乎路」コースも成立の余地がない。まして、その題詞(七)には「国司の次官已下の諸僚皆共に視送る」とある。この文を、加納の地まで家持に随行して送別したと解するならば、従者まで含めて、二十余人ないし三十人の一行が一五キロも動いたことになる。帰京する家持の従者だけで

も九人はいるはずである。

三

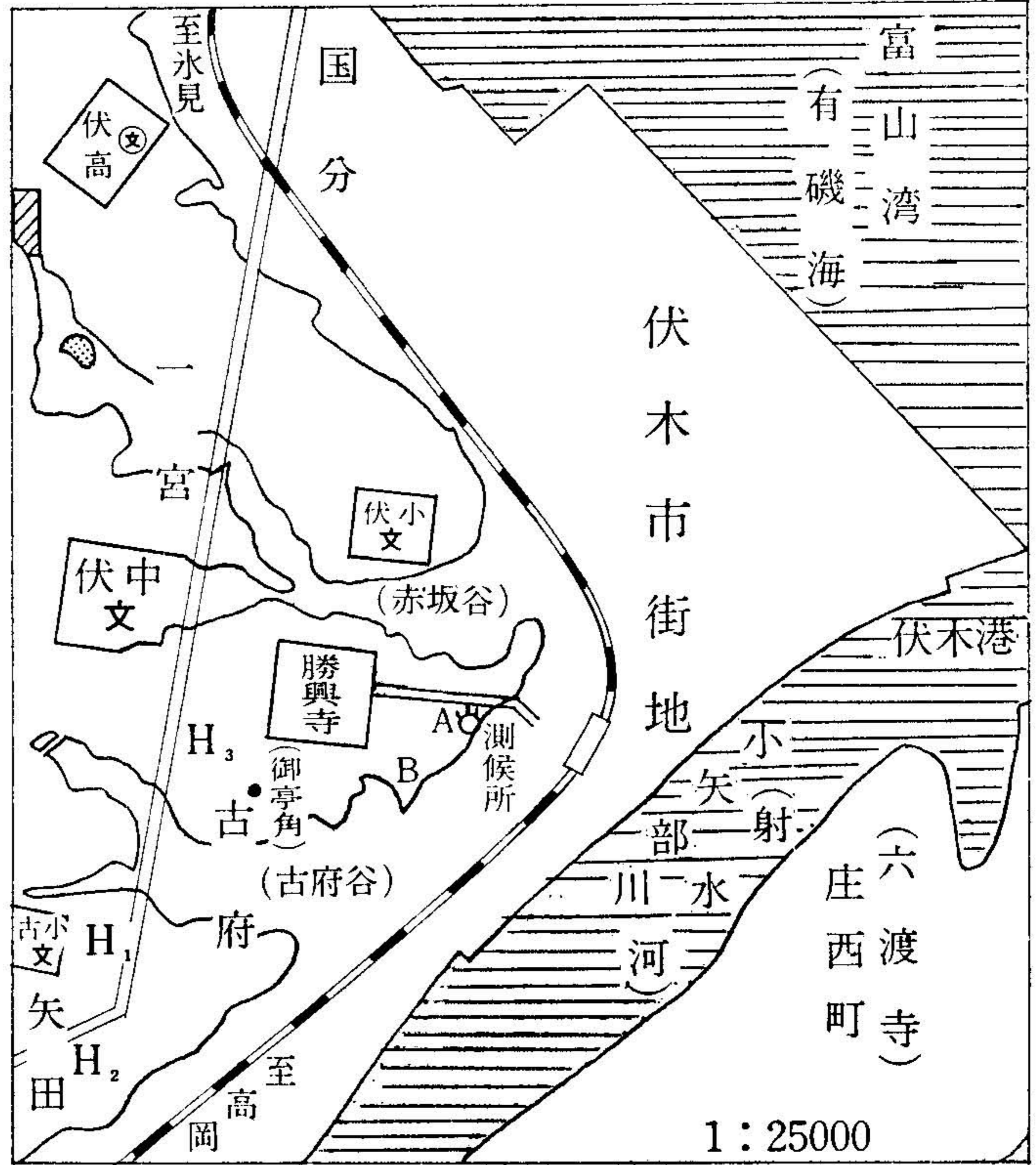
さて問題の四二五一の題詞を見よう。

(七) 五日平旦上道。仍国司次官已下諸僚皆共視送。於時射水郡大領安努君広嶋門前之林中預設餞饌之宴。于此大帳使大伴宿禰家持和内蔵伊美吉繩麻呂捧盞之歌一首(五日平旦に道に上る。よりて国司の次官以下の諸僚皆共に視送る。時に射水郡の大領安努君広嶋が門前の林中に預め餞饌の宴を設けたり。ここに大帳使大伴宿禰家持、内蔵忌寸繩麻呂の盞を捧ぐる歌に和ふる歌一首)

「視送」の「視」は「看」と同じ意。「看」は『許氏説文』に「以手翳目而望也」とある。はるかに目送する意か。「送」一字の場合は、「人を守って行くこと、即ち随行なり。また将に行かんとして別を叙ぶることをまた送といふ」とある。^⑦

「於時」「于時」の例は『萬葉集』に多く、私の計算によれば「於時」一七、「于時」は二三、そのいずれについても、前の文との間に時間的隔たりが認められない。一例として、右の(七)に内容的にも近い、天平二年十二月の旅人帰京の際の左注を引こう。

(八) 右大宰帥大伴卿兼任大納言向京上道。此日馬駐水城願望府



(図 B)

家。于時。送卿府吏之中有遊行女婦其字曰児嶋也。於是娘子傷
 此易別嘆彼難会拭涕自吟振袖之歌（右、大宰帥大伴卿、大納
 言を兼任し、京に向かひて道に上る。この日、馬を水城に駐
 めて、府家を顧み望む。時に、卿を送る府吏の中に遊行女婦あ
 り、その字を児島といふ。ここに娘子この別れの易きことを
 傷み、その会ひの難きことを嘆き、涕を拭ひて自ら袖を振る

歌を吟ふ。

(戊)には「視送」とあるが、(己)では「送」となっている。
 この違いは看過できない。ひょっとすると、安努君広島の
 大領居館は、私が想定している位置(図BのH₁点)よりも
 っと国庁に近く、目と鼻の地点「御亭角」の西方台地(H₃)
 のあたりにあった可能性も生ずるからである。

(己)の「于時」は、直前の「此日馬駐水城顧望府家」を受
 けて、この間に時間的間断がない。しかも都府楼から水城
 まで約一・五キロ徒歩で二十分ばかりの距離を移動するの
 に、とくに「此日」とことわっている。これに対して、(戊)
 において、もし加納の地に立ち寄ったとするならば、国庁
 から約一五キロも離れ、国府域とはまったく別の地に移
 しながら、「此日」とも「此時」とも書かず、単に「於時」
 「于此」とだけ記すのは、家持らしからぬ表現ともいうべ
 く、また語法も合わぬ。

大領は郡司一等官、世襲で、任期は終身とされる。郡司の邸は郡
 家の中にあり、時には郡衙も兼ねていたと考えられている。^⑧ 郡家の
 所在地は、国庁所在地の郡の場合、国庁の近くにあったといわれ
 る。少なくとも同一の郷になければならない。『出雲風土記』には、
 国の東の堺より西のかたに去ること二十里一百八十歩にして、

野城の橋に至る。……又、西のかた二十一里にして国庁・意宇の郡家の北の十字の街に至り、即ち、分れて二つの道と為る……（卷末記）

とある。これから類推すれば、越中の射水郡家もまた国庁近く、少なくとも現在の伏木の中の一画にあった公算が非常に強い。図BのH₁点をそれかとしたのは、地形、出土物および「古府」というその地名などから想定したものであるが、多分に後考を俟たなければならぬだろう。

以上述べたことを総合してみると、おおむね次のような想像が可能だと思われる。天平勝宝三年八月五日（陽曆九月三日）午前四時、家持は国庁を出て、ほとんど同じ時刻に射水郡家の大領居館の門前で次官の盞を受け、このあと吏僚に見送られて僉従を伴い、射水川の清流に沿い二上山麓を礪波の関に向かって帰京の歩を進めて行ったことであろう。

四

天平十八年八月七日、家持が越中国守となって着任したばかりの時に、国守館で宴が催された。

(九) 馬並めていざ打ち行かな渋谿の清き磯回に寄する波見に（卷十七・三九五四）

礪波路と之乎路

は、その時に家持が詠んだ歌のうちの一つである。もし家持が「之乎路」を経て国府に入ったのであれば、このようには歌えないのではなからうか。渋谿は伏木の北にあたり、渋谿の崎はその海岸の突出部をいった。ただし、往時は現在の海岸線よりも一〜二キロも沖まで陸地であったといわれる。今でもそうであるが、当時ここを通過しなければ氷見方面と伏木とは交通できなかった。

この歌(九)になみなみならぬ躍動感があるのは、宴席の人々の話題に触発された未知の景観に対する期待や憧憬の念が感動となつて一首が成つたからであろうと私は解している。

卷十八の冒頭に、天平二十年春三月二十三日、左大臣橘家の使者田辺福麻呂を迎えて、大伴家持の公館で宴が催された時の歌が並んでいる。客の福麻呂と主人の家持とがこもごも歌を詠み、また古歌を誦した。その最初の部分を抜き出して示せば、次の如くである。

(十) 奈呉の海に舟しまし貸せ沖に出でて波立ち来やと見て帰り来む（四〇三二）

波立てば奈呉の浦回に寄る貝の間なき恋にぞ年は経にける（四〇三三）

奈呉の海に潮のはや干ばあさりしに出でむと鶴は今ぞ鳴くなら（四〇三四）

ほととぎす厭ふ時なしあやめ草縵にせむ日こゆ鳴き渡れ（四〇三五）

〇三五)

右の四首、田辺史福麻呂

この四首のうち、はじめの三首について、これを家持の作とし、題詞および左注に誤りがあるとする説がかかってあった。^⑨しかしこれも、福麻呂が「礪波路」から国庁に到着し、国守の客館^⑩に旅装を解いて、同所から初めて眺め得た景を詠んだ作品と解するべきであろう。

小学館刊日本古典文学全集『萬葉集』四所載(二四〇ページ)の挿図「布勢の水海古図」は、享和三年勝興寺版の木版画「布勢湖八勝和歌目録」によったものであるが、同図の手前右方に布勢の水海の流れ口である湊川が描かれている。^⑪この湊川もさきの渋谿の崎と同様に、「之乎路」から越中国府に入るにはぜひとも通過しなければならぬ地点である。すなわち、「之乎路」を經由した人々はみな布勢の水海を眺望しているはずである。

いわれるごとく、「之乎路」が越中国庁への進入路であったならば、さきの四首につづく福麻呂の

いかにある布勢の浦ぞもここだくに君が見せむと我を留むる

(四〇三六)

音のみに聞きて目に見ぬ布勢の浦を見ずは上らじ年は経ぬとも

(四〇三九)

などは、ことさらに詠ずる必要のない作品となるであろう。

当時の官人たちは礪波路を經由して越中国府に入り、後はじめて海洋の景観や布勢の水海の実景に接し、そこから発した感動が越中万葉の何首かの基盤となった、と私は解するものである。

注

① 道程の一里を大宝令は五四五・四メートル、和銅の制では六五四・四八メートルとした。しかし、駅間の距離は、大宝令は三十里、養老令は二十五里としているから、ともに一六・三六二キロである。里程を変更しても駅間の距離に変更がなかったということは、駅制が大宝令で確立していたことを証するものである。ただし実際の駅間の距離は、藤岡謙二郎氏『国府』(日本歴史新書)によれば、近畿地方で現在の五里と四里六町との二通りがあるという。四里六町は一六・三六二キロで令制による駅間距離であるが、五里は和銅の里程六五四・四八メートルに大宝令の駅間距離の三十里を組み合わせた一九・六三四キロとなる。駅間五里の宿駅の制度は和銅以後に定められたものであろうか。

② 現在志雄と津幡との間に「横山」の地名がある。津幡から一三キロばかりしかないが、横山から次の志雄までと、志雄(撰才)から七尾市古府付近(越蘇駅か)までとがともに一六キロほどになるから、あるいはここか。

③ 森本治吉氏「北陸萬葉地理瑣談」一〇『国語と国文学』昭和六年十二月号、および『小矢部市史』上巻一二四ページ。

④ 「撰才」を「しお」と読むのは、芦田伊人氏の「北陸道古駅路新考」(『歴史地理』八三巻一号——昭和二十七年——)による。氏が「指方」の誤字とされるのは賛成しがたいが、今日「志雄」と「子浦」の両表記が行なわれている。「才」を「於」の異体の偏と認めてよいか否か、疑問が残っている。

⑤ 児玉幸多氏『宿駅』(日本歴史新書)。

⑥ 官制によると、上国の場合「目」は一人であるが、周知のとおり、家持時代の越中国は「大目」「少目」の二人がいた。これに国師・講師(国師のほかに講師も置かれていたと思われるふしがある)・従僧・博士などを加えて、越中国庁の官人は十人であったと考えられる。また和銅五年の格「国司巡行部内将從、次官以下三人、判官以下二人、史生一人」(田令集解外官新至条)と、大化元年八月五日の詔「(上略)但以公事往来之時、得_レ騎部内之馬、得_レ倉部内之飯。(中略)其長官従者九人、次官従者七人、主典従者五人、若違限外將者、主与所從之人、並当_レ科罪(下略)」とを考え合わせると三十数人になる。もともと大化元年の詔は、一般に「東国国司への詔」と解されているが、種々の観点から、この「東国」は畿内以東

(越をも含む)と考えられ、後世の「東国」の概念とは異なると考えられる。

⑦ 松枝茂夫氏訳『支那文を読む為の漢字典』(文求堂)、昭和十八年十月刊。原本は陸爾奎・方毅共編『学生辞典』(上海商務印書館、民国四年(一九一五)刊)。

⑧ 青木和夫氏『日本の歴史』3(中央公論社)一七七ページ。

⑨ 武田祐吉氏『萬葉集全講 下』一三一頁に「右の四首(黒川注一四〇三二〜四〇三五)は、福麻呂の作、または誦詠したものとするが、これには疑問がある。題に家持ノ館とあるが、家持の館からは、奈具の海は近くない。はじめの三首は、家持の旅行中の作ではないだろうか。」と疑問を提出しておられる。本稿につづく次稿において詳細説明したい。

⑩ 小学館刊日本古典文学全集『萬葉集』四の挿図「越中国庁付近推定図」(三二四ページ)におけるAまたはBの地点であろう。

⑪ 「布勢の水海古図」に付した、湊川はじめ十六か所の地名の推定は、伏木古国府の佐伯正雄氏の教示による。佐伯氏は長年十二町瀉一帯の土木工事に従事され、この付近の地勢に詳しい。(付記) 本稿の成稿に際し、木下正俊先生よりご懇篤なるご指導と、多大なご教示を頂戴しましたことについて厚く御礼を申し上げます。

令集解「古記」にみえる「魏徵時務策」考

——大宰府出土木簡をめぐって——

東野治之

一

奈良・平安時代、西海道の中心として栄えた大宰府の政庁跡では、近年発掘調査が進み既に報せられている通り多数の木簡が出土している。特に昭和四八年には、正殿後方の官衙地区から千点近い木簡が検出された。出土層位からみていずれも奈良時代中・後期のものと推定されている。^①これらの大部分は、一度文字を書いた木簡を再使用するため削りなおした際生じた断片（削屑）であるが、その中に左のような文字を記すものがある。

- (一) 「特進鄭国公魏徵〔時カ〕〔策カ〕〔卷カ〕〔問カ〕務〔勝カ〕壹〔勝カ〕□□□□□□
- (二) 「鄭国公務務〔勝カ〕□勝〔勝カ〕□□□□□□

□ □ 魏□

(一)の木簡の「特進鄭国公魏徵」の部分は早くから雑誌等にも紹介され、他に「豈有渴飲鴻」「□非可以一理推」「賊性而地□」^②と記した断片のあることと合せ、何らかの典籍に關係する習書として注目

されてきたものであるが、このたび岸俊男氏や倉住靖彦氏の御努力によって数片の断片の接合が確認され、前掲のように読みうる事が判明した。

官人の習書とみられる断片の中から、このような資料が発見されたのは甚だ貴重であるばかりでなく、関連資料ともあわせ考えると、これを手掛りに奈良・平安時代の学問・文学の実態について興味深い知見を得ることができると、ここに管見の及ぶ限りで検討を加えておきたい。

二

まず「魏徵時務策」とはいかなるものであろうか。いうまでもなく魏徵は唐太宗に仕えた重臣の一人で、『梁書』・『陳書』・『北齊書』・『隋書』等の編纂に参画し、また治国の要務に資するため、主要な経史子集の典籍を抜萃して『群書治要』を著したことでも知られる。貞観十七年（六四三）、六十四才を以て歿した。時に特進鄭国

公太子大師であった^③。時務策は、わが『令集解』（考課令進士条）にもある通り、施政の方針を論じた文章である。^④「魏徵時務策」とは、一応魏徵が作った時務策ということになる。

この時務策について従来からよく知られているのは、『令集解』（考課令進士条）所引の大宝令の注釈書「古記」に引かれた次のような逸文である（『全唐文』やその逸を拾った陸心源の『唐文拾遺』『唐文統拾』には、この逸文を含め魏徵の時務策というものは載せていない。平岡武夫『唐代の散文作品』にも未録）。

案魏徵時務策、問、郷邑何因無孝子順孫義夫節婦、答、九族之説、著在虞書、六順之言、顯於魯冊、故義夫彰於邾欠、節婦美於恭姜、孝子則曾參之徒、順孫則伯禽之輩、自茲已降、往々間出、石奮父子、慈孝著名、姜肱兄弟、恩義顯譽、当今天地合德、日月齊明、万国会同、八表清謐、然上之化下、下之必從、若影逐標、如水隨器、但能導之以德、齊之以礼、教之以義、懷之以仁、則孝子順孫、同閭如市、義夫節婦、連袂成帷、蕩々之化可期、魏々之風斯在

魏徵時務策を案ずるに、問ふ、郷邑に何に因りてか孝子順孫義夫節婦無きと。答ふ、九族の説、虞書に著在く、六順の言、魯冊に顯はる。故義夫は邾欠に彰かに、節婦は恭姜に美し。孝子は則ち曾參の徒、順孫は則ち伯禽の輩なり。茲より已降、往々

令集解「古記」にみえる「魏徵時務策」考

間出す、石奮父子、慈孝に名を著はし、姜肱兄弟、恩義に譽を顯はす。当今天地徳を合はせ、日月明を齊しくし、万国会同し、八表清謐なり。然れば上は下を化し、下は必ず從ふ。影の標を逐ふが若く、水の器に隨ふが如し。但能く之を導くに徳を以ちてし、之を齊ふるに礼を以ちてし、之を教ふるに義を以ちてし、之を懐くるに仁を以ちてすれば、則ち孝子順孫、閭を同じくして市の如く、義夫節婦、袂を連ねて帷を成さむ。蕩々の化期す可く、魏々の風斯に在らむと。

この他、『令集解』賦役令孝子順孫条の「古記」にも、
桑案、魏徵時務策云、義夫彰於邾欠、節婦美於恭姜、孝子則曾參之徒、順孫則伯禽之輩

とみえるが、これは前掲の文の一部である。この逸文について滝川政次郎氏は左のような見解を示されている（新註皇學叢書『令集解』五七三頁頭注）。

魏徵は唐初の名臣なり。その伝新旧兩唐書の列伝に見ゆ。伝中徵十策を以て李密に干せしも密之を用ふる能はざりしこと見えたり。時務策は即ちこの十策を載せたるもの歟。この書今伝らず。

魏徵伝中の十策とは、『旧唐書』魏徵伝に「徵進十策以干、密雖奇之而不能用」とあるのをさす。しかし『令集解』に引く時務

策を、魏徵伝中の「策十道」の一部に比定するこの説には従い難い。なるほど「魏徵時務策」には、後述の通りなお幾種類かの策があったと知られるので、その点ではこの説にも一案としての意義がある。ただ不都合なのは、逸文から判明する時務策の形式・内容が、魏徵伝の策十道にふさわしくないことであろう。即ち「古記」所引の策は、郷邑に孝子順孫義夫節婦が出ないのは何故かという問と、それに対する答からなる。ところが魏徵伝中の策十道は、魏徵が李密に対してなした献策であって、このような問に答えたものは考えられない。しかもさらに不審なのは、問答の主題が緊急性を欠いた公式的な内容しかもっていないことである。その型にはまった論旨は、この時務策の目的が著名な孝子順孫義夫節婦を列挙するところにあるかと思わせるほどである。魏徵が李密に策を献じたのは、隋末、唐の覇権が確立しない時点であった^⑤。従ってその内容も当然時局に密着したものでなくては意味がなく、実際的な施策を論じていたはずである。前掲の逸文に現れたような抽象的内容の策が、李密への献策とは考えにくい。

同様なことは、これを魏徵が唐朝に仕えて後、太宗にたてまつった上疏の類とみてもあてはまる。その一端は、『新・旧唐書』の魏徵伝や『貞観政要』『魏文貞故事』にみえるが、多くは時局に関する諫奏であり、政治理念を説く場合も、隋朝の施政に対する批判を含

むなど具体性を備える。前掲の策は、太宗に対する献策ではなく、むしろ現実問題から離れた太平の世における議論とみるべきであろう。

とすればこの時務策は、やはり貢挙において課せられることになっていた時務策と関係づけるのが妥当である。周知の通り時務策は、進士科の受験者が提出すべきもので、『唐六典』(卷二)によると、五道の策問を与えてそれに対する政見を述べさせた^⑥。現存の対策文からみると、策問・答とも多くの故事・出典をふまえた四六駢麗の美文で綴られるのを常とし、その主題は机上の論に終始することが少なくなかった。「古記」所引の時務策は、内容・文体ともかかる意味のものとしてみればよく理解できよう。このように考えると、前掲の逸文中、問・答のいずれかが魏徵の作ということになる。しかし魏徵の官歴からすると、魏徵が時務策の出題者乃至解答者となることはほとんど考え難い。魏徵は、前にもふれた如く、隋末の群雄の一人、李密に召されてその書記となり、唐朝に降伏して後は皇太子李建成的洗馬として仕えた。この間李建成弟李世民(後の太宗)を除くべく画策したが、かえって李世民的認めるところとなり、玄武門の変後は詹事主簿に任ぜられている^⑦。李世民即位後は、諫議大夫、秘書監、侍中などを歴任した。従って魏徵自身は貢挙に登第して出身した人物ではなく、時務策を提出する機会はな

かったと考えられる。また一般に時務策といえ、問に対する答の部分（いわゆる対策文）をさすのが普通である。この点からしても、「魏徴時務策」と題されている以上、策問のみが魏徴の作という可能性は極めて少ないとみてよからう。結論的にいうならば、この「魏徴時務策」は現実の貢挙における時務策かどうか疑わしく、時務策の模範文例集の如き書物であったと考えるべきように思うが、その理由を述べるに先だって、管見に入った「魏徴時務策」の他の逸文をまず列挙しておこう。

(イ)時務策曰、清若氷霜、令宋人而退玉、貪如谿壑、謁鄭伯而求環（『三教指帰覚明注』〔上の中〕^⑨）

(ロ)時務策曰、扁鵲換心、華他洗胃（同上〔上の下〕）

(ハ)時務策云、邴原尋師、躡履涉於千里（同上〔中〕）

(ニ)魏徴時務策曰、貧人既偷徭役、比屋飢寒、蔬食少於二旬（同上〔下の上〕）

(ホ)時務策注曰、陶潛字淵明、隱彭沢、門下殖五株柳、會飲於

其下、時人号曰、五柳先生（『和漢朗詠集私注』卷一、春部梅）

(ヘ)時務策注云、嵇康字叔夜、家殖五株柳、又時人曰五柳先生（同上春部柳）

(ト)時務策曰、周得白狼瑞、刻玉於嵩嶺、漢得黃龍瑞、彫石於

太山（『和漢朗詠集注』卷三、秋部鹿）^⑩

令集解「古記」にみえる「魏徴時務策」考

さてこのうち明確に「魏徴時務策」とあるのは(ニ)のみであるが、同一の書物に引かれていることからみて、(イ)(ロ)もやはり魏徴のそれと考えてよい。また(ホ)を引く『和漢朗詠集私注』は、『三教指帰覚明注』と同じく平安末期の撰述にかかり、撰者も同じ覚明とみるのが有力であるから、これらも同様に考えられよう。さらに(ト)を引用する『和漢朗詠集注』は、室町時代の僧永濟が『私注』を祖述・再注した書であって、現行の『私注』にはこの文がないけれども、やはり「魏徴時務策」の逸文とみなしてよい。これらの逸文は、おむね答の部分と判断されるものの、前掲の「古記」所引のそれにくらべるとみな短文であり、且(ロ)の如く時務策の本文に付けられた注のみが引用されているものもあるので、全体の論旨を知ること容易でない。しかし(イ)は廉潔と貪欲、(ロ)は名医、(ハ)は遊学、(ニ)は貧苦、(ホ)は隱士、(ト)は祥瑞というように、関係する分野は各々全く背馳している。「古記」所引の文に節略があると仮定しても、これらの断片がみな孝子順孫義夫節婦を主題とする前掲の文に包摂されることは到底考え難い。むしろ「魏徴時務策」には、孝子等を扱ったものの他に、別のテーマをもついくつかの策が存在したとみるのが自然であろう。

この推測をほぼ確実に裏付けるのは、『広弘明集』（卷六）に引かれた次の文である（大正新修『大蔵経』第五二卷及び『四部備要』）。

唐特進鄭公魏徵策有百条、其一条曰、問、経仏興行、早晚得失、答、珠星夜隕、仏生於周辰、白馬朝来、法興於漢世、故唐堯虞舜、靡得詳焉、孔子周公、安能述也、然則法王自在、变化無窮、納須弥於芥子之中、覆日月於蓮華之下、法雲惠雨、明珠宝船、出諸子於火宅、濟群生於苦海、斫得砥、則截骨而断筋、車得膏、則馬利而輪疾、誠須精心廻向、潔志帰依、宜信傳教之言、無從蔡謨之議

唐特進鄭公魏徵の策、百条有り、其の一条に曰く、問ふ、経仏の興行、早晚の得失、答ふ、珠星夜隕ち、仏は周辰に生まれ、白馬朝に来たり、法は漢世に興る。故唐堯・虞舜は、詳にすること得ず、孔子・周公も、いづくんぞ能く述べむ。然れば則ち、法王自在、变化無窮、須弥を芥子の中に納め、日月を蓮華の下に覆ふ。法雲惠雨、明珠宝船、諸子を火宅より出だし、群生を苦海より濟ふ。斫の砥を得れば、則ち骨を截りて筋を断ち、車の膏を得れば、則ち馬利くして輪疾し。誠に須からく心を精くして廻向し、志を潔くして帰依すべし。宜しく傳教の言を信じ、蔡謨の議に従ふこと無かれと。

ここにみえる「唐特進鄭公魏徵策」というものが、これまで論じてきた「魏徵時務策」に当ることは、引用された問答の形式や文体が前掲の逸文と全く等しいことよって、おそらく異論がなからう。

『広弘明集』は、周知の通り唐僧道宣が撰した書である。序には麟徳元年（六六四）の年記があるが、実際には同三年までの記事を含む。しかし高宗を「今上」と呼んでいるので、その成立は高宗朝を降らない。『広弘明集』に魏徵の策が百条であったとみえるのは、「魏徵時務策」の全貌を示すものとして注目に値しよう。

同様なことは我が国の史料からも考えられる。即ち関白藤原師通の日記『後二条師通記』（『大日本古記録』所収）には次のような記事がみえる。

（寛治五年七月）十四日、辛未、晴、自（師実）殿下（道長）以有信朝臣、御堂御書時務策三卷

注不見、抱朴子七卷、詞林十卷、詩所借給也

（寛治六年十二月）廿九日、丁丑、晴（中略）、系蒙二帖付三時範返上於内、昨日

琵琶譜十卷返上已畢、又儀礼注・時務策二卷所下給也（下略）

寛治五年の記事は、師通が父師実から御堂関白道長の書写になる「時務策」その他を借用したことを示し、六年の記事は、内裏からやはり「時務策」他を借覧したことを記す。「魏徵時務策」が、単に「時務策」とも呼ばれたことは、上にみた通りである。時期の近さからいっても、『師通記』の「時務策」は「魏徵時務策」とみてあやまりあるまい。この場合、「魏徵時務策」は相当の分量をもつ有注の書物であったと推定されるのである。

ここに想起されるのは、敦煌から発見された『兔園策府』という

書物の存在である。この書物は、唐太宗の子蔣王李暉の命をうけて杜嗣先が著した時務策の文例集であって、序文にはその内容が左の如く述べられている。¹⁵⁾

忽垂恩教、令修新策、今乃勒成十卷、名曰兔園策府、并引經史、為之訓注、雖則膠言斐論、無取貴於油細、而野識芻辭、理難同於翰墨、伝之君子、有慙安國之言、懸之市人、深乖呂韋之旨、取定篇目、題之如左

忽ちに恩教を垂れたまひ、新策を修せしむ。今乃ち勒して十卷となし、名づけて兔園策府と曰ふ。并せて經史を引き、之が訓注を為る。則ち膠言斐論、貴を油細に取る無しと雖も野識芻辭、理は翰墨に同じくし難し。之を君子に伝ふれば、安國の言に慙づる有らむ、之を市人に懸ぐれば深く呂韋の旨に乖かむ。取りて篇目を定め、之に題すること左の如し。

以下本文に入り「弁天地」「正三歴数」「征三東夷」といった主題別に策問とそれに対する答が載せられ、出典をもつ語句には詳細な注を附す。現存するのは各種の写本とも巻一のみであるが、『日本国見在書目録』には「兔園策九」とあり、『宋史』芸文志(文史類)には「杜嗣先兔園冊府三十卷」とあって、本来は主題別に相当数の例文が含まれていたらしい。今は伝わらないが、『遊仙窟』の作者張文成の著したといわれる『雕龍策』という書物なども、この『兔

令集解「古記」にみえる「魏徵時務策」考

園冊府』と同種の文例集と思われる。¹⁶⁾ 唐代においては、時務策と詩文の述作を主要課目とする進士科が貢舉の中心であり、従って文章・詩賦の練磨が重要な位置を占めた。しかもその実態は「進士不_レ尋_三史伝、惟誦_三旧策、共相模擬、本無_三実才」という有様であったらしい。(『唐大詔令集』所収永隆二年八月詔) 『兔園冊府』や『雕龍策』などは、このような情勢に依じて現れた実用書であり、ひいては広く駢麗文の手本として流布したものと思われる。『兔園策府』に撰述当初から詳細な注が附せられていた(S一〇八六は有注本の例)のは、撰者自身がこの効用を意識し、主題別の構成と相俟って類書的な効果の發揮をもねらった結果であろう。

「魏徵時務策」は、時務策の文を集めている点でこの、『兔園策府』と類似した内容をもつ。逸文にみえる「魏徵時務策」の注が当初からのものとすれば、体裁においてもその近似は著しい。おそらく「魏徵時務策」も、『兔園策府』や『雕龍策』と同様な性格をもつ書物であったと考えてよからう。これについては、同じく文例集という意味で唐代の「判集」も注意される。¹⁷⁾ 唐代の官人は、その任官に当り、身(容貌)・言(言葉遣い)・書(筆蹟)とならんで判(事務・法律案件の決裁文)を作る能力を試せられた(『唐六典』卷二、吏部尚書侍郎条)。このため、時務策の場合と同様、官人達は競って判の作文練習に励んだようで、判の模範文例集(判集)も

はやくから現れている。内容は伝わらないが、初唐駱賓王の『百道判』はその例(『新唐書』・『宋史』芸文志。円仁の入唐求法目録にも「判一百条、駱賓王撰」とある)。また張文成の『龍筋鳳髓判』は一部が現存していて名高い。『令集解』の「古記」(戸令七出条・賦役令孝子順孫条)が引用する『判集』も同種の書であろう。^⑧降っては白居易・鄭寛にやはり『百道判』の著作がある(『白氏長慶集』、『新唐書』芸文志別集類)。駱賓王・白居易・鄭寛の判が、いずれも百道というまとまりのよい数を示すのは、文例集という性格からでたもので、決して偶然ではなからう。実数については疑問もあるが、『龍筋鳳髓判』も百題から成っていたと伝えられる(『直齋書錄解題』卷十六)。ところで「魏徵時務策」も、上にみた通り総数百条からなっていた。これによっても「魏徵時務策」が一種の文例集であったことはほぼ疑いない。判集には純粋に文例として作られたものと、実際の決裁文または試判答案を集めたものの両様があったらしいが、^⑨「魏徵時務策」の場合は、すべてが魏徵の作と考えられていたようであるから、そこに載せられた策問や答は必ずしも実際に行われた貢挙と結びつくわけではあるまい。その題名は、「魏徵が著した時務策文例集」の意に解すべきであろう。はじめに掲げた(一)の木簡は、本書の冒頭を書いたもので、その場合「壹卷」は本書の巻数、「問」は本文の策問部分と考えられる。中唐以後、初学者

用の課本として流布した『太公家教』は、実用書という点で「魏徵時務策」と共通した性格をもつが、その冒頭が「太公家教一卷」という形ではじまるのは、類例として参考にならう。^⑩もっとも「壹卷」という巻数は、『後二条師通記』所見のものどくいちがっている。しかし『兎園策府』の例によっても明らか如く、本書のような実用書では、巻数は必ずしも一定しない。これは、附註本か否かなどの条件によって分量自身流動的となり、写本によっては調巻区分を異にすることがあったからであろう。後述の通り、「魏徵時務策」にも一卷本と五巻本のあったことはほぼ確かであり(あるいは一卷本が無注、五巻本が有注本か)、木簡にみえる「魏徵時務策壹卷」も一卷本と考えられる。

ただ本書の撰者が果して本当に魏徵であるかという点、それには疑問がないわけではない。たとえば白居易は、自ら策問を設けて自答した「策林」四巻を公けにしているが(『白氏長慶集』所収)、これは元和元年、白居易が三十五才のとき、自身課試に必ず準備した対策文案であった。^⑪ところが魏徵に同様なことを促す契機がなかったことは上にみた通りである。

また「魏徵時務策」に当るものは、開元九年の群書四部目録に拠った『旧唐書』の経籍志にみえず(『日本国見在書目録』にも未収)、宋代に入って唐代以来の書を列挙した『新唐書』の芸文志に、

魏徵時務策五卷

とみえ、また元代に撰ばれた『宋史』芸文志にも

魏徵時物策一卷（子部雜家類）

魏文正公時務策五卷（集部別集類）

とみえる。『宋史』の記事についていえば、「時物策」の「物」は字形よりしても「務」の誤りとみて差支えなく、両者は同一書の重出であろう。²³ 魏文正公とは、魏徵の諡号「文貞公」を、宋仁宗の諱「禎」を避けて改めたものに相違ない。²⁴ ところで、いやしくも魏徵ほどの人が選した書物ならば、宋代をまたずとも、より早く『旧唐書』の書目に現れてよいであろう。ここでも参考になるのは、上にふれた『兎園策府』が、唐代から流布しながら、おそらく実用通俗の書であったがために『新・旧唐書』の書目には収められず、『宋史』に至ってはじめて著録された事実である。『兎園策府』の撰者が、後になって有名な虞世南に仮託されたことも注意される。²⁵ 明証はないが、「魏徵時務策」の場合も、魏徵というのは仮託にでたものであって、真にこの書物の撰者ではなかった可能性がないとはいえない。後に流布する「名臣魏徵」というイメージは、『広弘明集』

（巻六、前掲部分の続き）に

斯国之重臣也、可謂高識有歸、故太宗敬而制碑、手書其

石、耐葬于昭陵、為三方代之模楷也

令集解「古記」にみえる「魏徵時務策」考

とみえることからすると、早くから形成されていたと考えられ、我
国においても『大織冠伝』に

時謂侍臣曰、伝聞、大唐有魏徵、高麗有蓋金、百濟有善
仲、新羅有庾淳、各守一方、名振万里、此皆当土俊傑、智
略過人

とある如く、既に奈良時代中期には確立していた。魏徵がしばしば
政術を論じ、太宗に諫奏したことも周知の事実となっていたであ
らう。貢挙対策用の参考書に魏徵の名が冠せられる理由は充分に存し
たといえる。かりに「魏徵時務策」が魏徵の親撰であったとして
も、遅くとも開元初年頃には本書が実用通俗書とみなされるよう
になっていたことは間違いない。

三

「魏徵時務策」が、かなり早くから我が国に舶載されていたこと
は、天平十年頃に成立した「古記」に本書が引かれていることから
明らかであるが、次に本書の受容状況を一通りみておくこととしよ
う。

まず注意されるのは、我が国の対策文にみられる本書の利用であ
る。『経国集』巻二〇に収める対策文の中に、文章生道守朝臣宮繼
が大学少允菅原清公の策問に答えて延暦二十年に提出した対策二首

があり、そのうちの一首は左のように結ばれている。

礼敷義暢、亀麟可以猷祥、仁洽智周、龍鳳於焉効祉、既而弘之。以徳、長無一変之災、救之以道、安有五時之失、然則魏々之化、挙目応瞻、蕩々之風、企足可待、謹対

礼敷き義暢のぶれば、亀麟を以ちて祥を猷ずべく、仁洽く智周ければ、龍鳳焉に祉を効さむ。既にして之を弘むるに徳を以ちてすれば、長く一変の災無く、之を救ふに道を以ちてすれば、安んぞ五時の失有らむ。然れば則ち魏々の化、目を挙げて応に瞻みるべく、蕩々の風、足を企てて待つ可し。謹みて対ふ。

これは五行の調和を論じた対策であるが、右の引用部分を、先に掲げた『令集解』古記所引の「魏徵時務策」逸文と対比して頂きたい。結論に入る部分の字句・論法が酷似しているのに気づくであろう。これが「魏徵時務策」に基づくことは、同じ道守宮継が提出したもう一首の対策文に次のような一節があることから証せられると思う。

故上行下化、類水如泥

故上行なひ下化す、水の泥の如くに類る。

これは「魏徵時務策」逸文の

然上之化下、下之必従、若影逐標、如水随器

然れば上これ下を化し、下これ必ず従ふ。影の標を逐ふが若く、

水の器に随ふが如し。

と同巧異曲である。同一人が同じ時点で作製した対策文に、かくまで「魏徵時務策」と類似した字句・行文があることは看過できない。一般に対策文は、多くの故事出典をふまえた駢麗文で綴るのが定式とされ、その述作は容易でなかった。中国において、策文述作を目的とする『兔園策府』や『雕龍策』のような書物が現れたのも、この故である。我が国では一層そのような必要は大きかったであらう。小島憲之博士が、『経国集』の対策文の中に『兔園策府』や類書に共通する語句を指摘され、その述作がこれらの典籍によるところ大であったとされたのは、この点を指摘されたものに他ならない。²⁸「魏徵時務策」の場合、これが『兔園策府』などと同類の書であってみれば、対策文の述作に利用されるのも当然であって、上の対策をなした道守宮継が、本書を範としたことは疑いないと思われる。

なお『経国集』所収の対策文には、上記以外にも「魏徵時務策」と類似の文をもつものがある。

経国集

魏徵時務策

啓蟄而効、明之魯策一

九族之説、著ニ在虞書一

立春迎レ氣、著ニ在周篇一

六順之言、顯ニ於魯冊一

(天平三年白猪広成対策)

清靖之風斯在

邑熙之化可_レ期

(天平三年蔵伎美麻呂对策)

蕩々之化可_レ期

巍々之風斯在

先に述べた道守宮継の場合を参考にすれば、これらの表現も直接「魏徴時務策」に拠った可能性が濃厚である。

対策文と「魏徴時務策」との間にみられる上述のような関係は、大宰府木簡の考察にも関連してくる。即ち「魏徴時務策」の木簡と共に出土した木簡の中には、はじめにもふれた通り、典籍の抜萃かとみられるいくつかの断片がある。これらの断片はあまりにも零細であり、直接相互に接続するものもないので、出典の確認は困難であるが、それらの中には、次のように対策文の語句と共通性をもつものが存する。^②

経国集

大宰府木簡

与_二山川_一而斉_レ時

共_二山川_一同_レ險 (32・33)

(天平三年白猪広成对策)

不_レ可_二以_一一致_レ尋

非_レ可_下以_二一理_一推_上 (19)

(天平三年蔵伎美麻呂对策)

もとよりこのような少部の類似を以て、木簡の文が「魏徴時務策」の一部であるとか、対策文がそれに拠っていると断じられない。しかし木簡の文が「魏徴時務策」の文であっても不当でないことは

令集解「古記」にみえる「魏徴時務策」考

認められると思う。上に述べ来たった対策文と「魏徴時務策」との関係や、それらの断片が「魏徴時務策」の木簡と共に出土した事情を考慮すれば、前掲の断片を含め、典籍の抜萃とみられる木簡は、「魏徴時務策」本文の習書とみてよいのではあるまいか。

ともあれ、対策文の述作に本書が影響を与えたことは既に述べた如くである。しかし「魏徴時務策」の利用が、対策文の方面にのみ限られたとするのは正しくない。奈良・平安時代において秀才・進士科の受験志望者がそれ程多数に亘ったとは考えられず、従ってそれだけでは本書の名が大宰府の木簡に見出される理由も解釈しにくい。現に専門の法律家である「古記」の作者も、この書を引用している。また『兎園策府』を例にとっても、この書が敦煌の地より発見されるのは、それが「郷校俚儒田夫牧子の誦する所」(『新五代史』劉岳伝)となっており、この地の私塾に学ぶ学生などがさかんに書写したためであった。^③「魏徴時務策」についても、また文章手本としての性格を軽視すべきではなからう。

これについて注目されるのは、空海が『三教指帰』の述作にこの書を利用しているらしい事実である。敦光、覚明の『三教指帰注』に「魏徴時務策」の文を引証することは先に述べた通りであるが、いまその文と『三教指帰』の本文を対照して示すと次のようになる。

三教指帰

魏徵時務策

(I) 水鏡氷霜之行尽滅

清若_三氷霜、令_三宋人而

溪壑貪婪之情競熾

退_三玉、貪如_三谿壑、謁_三

(卷上)

鄭伯而求_三環

(II) 換_レ心洗_レ胃之術、越_二

扁鵲換_レ心、華他洗_レ胃

扁華_二以馳_レ奇

(卷上)

(III) 曾無_三邴原千里之尋_二

邴原尋_レ師躡_レ履、涉_二於

長有_三彭祖万祀之寿_二

千里_二

(卷中)

(III)のような例では、双方に直接関係があるか否かは明らかでないが、(I)では「氷霜」「溪壑」が、(II)では扁鵲と華他の故事がそれぞれ共通して現れている。「氷霜」「溪壑」、扁鵲・華他については、各々独自の出典があるわけであるけれども、これらが(I)(II)のような組合せで現われてきたのは、とりもなおさずこの「魏徵時務策」の文が参照されたために他ならないと考えられる。青年期に大学寮に学んだ空海にとって、省試受験に関係する本書は熟知の存在であつたろう。『三教指帰注』は、本来の出典とならんで手近な「魏徵時務策」をも引証した結果、偶然にも空海が拠った直接の出典を指摘することになったのである。「魏徵時務策」のような書物は、故事

出典を豊富にふまえた美文を主題別に配列し、これに注を附している点で、一種の類書的な性格をあわせもっている。本書が対策文のみならず、広く文章の手本として迎えられるのも不思議ではない。先に言及した『三教指帰注』における本書の引用や『後二条師通記』の記事は、本書のこの方面での利用が平安時代を通じて行われたことを示している。

四

以上のような性格をもつ「魏徵時務策」が、今回大宰府出土の木簡に見出されたのは、奈良時代から平安時代にかけての学問・文学を考える上で甚だ興味深い。

まずこれらの木簡の出現によって、奈良時代後半に、本書が大宰府のようなところでも一般官人に読まれていたらしいことが推測される。その手がかりとなるのは、「魏徵時務策」の木簡と同じ土壌から出土した木簡にみえる次のような文字である(数字は『概報』の通し番号)。

□書生鴨牧麻(36)

□書生十一月守守□(49)

「書生」とは、大宰府機構の末端にあつて公文の繕写を任務とした人々である。府職員には含まれず、従つて設置の時期も明らかでない

い。しかし白丁でありながら職務上は府の下級官人と差はなく、平安初期には経済的にも府官人に准ずる待遇を獲得していった。^⑧ 第二次調査で正殿後方の土壙から出土した木簡には、「魏徴時務策」関係の断片や典籍の一部を抜き書きたらしい木簡が含まれるけれども、それらを除けば、他は習書をも含めて政庁の実務に係る内容のものである。正殿の背後に書生らの詰める官衙があり、彼らを書いた木簡の一部が削屑や断片として廃棄されたとみてよからう。^⑨ 「魏徴時務策」についての木簡も、彼らの筆になるものであり、彼らの周辺に「魏徴時務策」があったことは確実と思われる。

ただ中央でも、式部省所属の書生がその能力を生かして経典や書籍の書写に従事していることを考えると、大宰府の書生が職務として特別に「魏徴時務策」を書写せしめられていたという状況が考えられないではない。しかし出土した「魏徴時務策」関係の木簡をみると、形式の比較的整った前掲(一)のような例もある他に、(二)の如く「鄭国公」とか「魏徴」の文字を書き散らした明らかに落書とみられる断片が見出される。その筆致は、書生らに身近な文書の常套語句を習書した

家車見是見

(67)

為為謹解申事

というような断片や、同一の文字を繰返し手習いした他の多くの断

片とかかわるところがない。最も形式の整った(一)の木簡も、行の筋が通っておらず、同性質の手習い・落書と判断すべであらう。しかも(一)と(二)とは、明らかに別人の筆になる。^⑩ 上にふれた典籍の抜き書きとみられる削屑の中にも、複数の人物によって書かれた同文の木簡が少なくない。^⑪ 以上の点を考え合せれば、典籍の抜き書きをも含め、これらの習書・落書は書生らの関心からでたとみるのが自然であらう。従って、たとえ上に想定したような状況があったとしても、書生らが職務とは別に本書に親しんでいたことは認めてよいと思われる。

そのことは書生の出身階層をみても首肯できよう。書生は、白丁とはいえ多く郡司の子弟出身者であった。天長二年八月十四日付太政官符(『類聚三代格』卷七)によると、郡司の詮擬が国司に一任された弘仁三年以降、大宰府の書生がしきりに郡司を競望し、それまで永年直してきた府を離れて本国に帰ってしまう現象があらわれた。大宰府では、これが公文未進の原因であるとし、書生の一部をその才にしたがって形式的に郡の主帳以上に任じ、実質的には従前通り府に直しめる策を上申した。この策は中央の容れるところとなり、延喜式(式部上・民部上)には大宰府書生を権任郡司とした場合の規定もみえている。これによっても、彼らが折あらば白丁身分を脱して、郡司など官人としての地位を獲得しようと望んでいたこ

とが知られよう。その場合有利な条件となるのは、選叙令（郡司条）にもみえる通り「書計」に巧みであるというような才である。これに関連して、彼らが或る程度漢文についての教養を積んでいたことも当然予想できるであろう。事実や時代は下るが、「尾張国郡司百姓等解文」（永延二年）に、国衙所属の書生を「儒轍之人」と表現した例がある。諸国の書生も、大宰府書生と同じく、公文の繕写を任とした下級吏員であった。^⑤「儒轍」の語義はいま一つ明らかではないが、学問を修めた人の意に解して大きな誤りはあるまい。^⑥国書生に対するこのような評価は、同様な立場にあった大宰府書生を考えるにも参考となるであろう。このようにみえてくると、書生らの筆になると思われる大宰府の木簡に「魏徴時務策」がみえるのは、彼らの習学していた書物がたまたまその姿をのぞかせたものと考えられる。それが「時務」に関する文例を集めた書物であったのも、おそらく偶然ではなからう。^⑦

本書の大宰府への伝播は、『続日本紀』神護景雲三年十月甲辰（十日）条の次のような記事を参照するとき、さらに重要な意味をもってくる。

大宰府言、此府人物殷繁、天下之一都会也、子弟之徒、学者稍衆、而府庫但蓄三五経、未^レ有三史正本、涉獵之人、其道不^レ広、伏乞、列代諸史各給一本、伝^ニ習管内、以興^ニ学業、詔賜^ニ史記・

漢書・後漢書・三国志・晋書各一部

この記事によると、大宰府には、奈良時代後期においてすら、三史をはじめその他の中国正史が完全には備わっていなかったことが知られる。にも拘らずほぼ同じ時期には、中国正史の書目にも著録されない「魏徴時務策」というような通俗書が既にこの地にもたらされておられ、書記たちの書写するところとなっていたのである。この事實は、「魏徴時務策」が三史のような本格的漢籍よりも、それだけ需要度の高いものであったことを物語ると考えられる。それが本書の文例集的性格によるものであろうことは容易に推察できよう。

このような状況は、大宰府におけるものであるだけに一層意味深い。中央においては、形式的な文物整備のかけにあって表面化することのない学問の実態が、そのような条件の整わない地方において、かえって明確に現れていると考えられるからである。おそらく中央においても、五経や三史を学習するのは学問をもって身をたてるかなり特殊な官人たちで、一般の官人などが必要としたのは、むしろ「魏徴時務策」のような実用的書物であったとみるべきであろう。あえて高度に文学的な詩文をもちだすまでもなく、当時の官人が比較的身近に接した正式な文書類は、精粗の差こそあれ、四六文の形をとっていた。そのことは、正史や『類聚三代格』所収の詔勅・官符・国解の類をみれば瞭然である。官人にとってはそのよう

な文章の読解力と、場合によっては作製能力を養うことが最も切実な要請となったであろう。「魏徴時務策」の如きは、多分にこの要請に応えるところがあつたと考えられる。

この推論は、習書・落書からうかがわれる八世紀官人の学問傾向ともよく合致する。即ち当時の一般官人の教養を形成した漢籍は、『千字文』や初歩的な経書（『論語』『孝経』など）、それに『文選』等の詩文集であり、経史子集各分野の漢籍が、種々学習されたとは考えにくい^⑧。なかでも詩文集の比重が大きいのは、漢詩文を読解し、或いはこれを作る能力が重視されたためと解せられる。「魏徴時務策」も、その性格からいってまさにこれらと同じ部類に入るべき書として、知識人の間にむかえられたのであろう。

なお本書が完全な通俗書であつたことは、その性格に照らして明らかであるが、上にとりあげた諸種の史料よりみても、我が国でこの点が明確に意識されていたとはいいいにくい。我が国の知識人にとって、本書は六朝の古典である『文選』など同等の書物として受けとられていたと考えられる。しかし『文選』の場合も、唐代の課試で重用された書であつたことを見逃してはならない。「魏徴時務策」と同じような扱いをうけた俗書としては、上代に限っても『千字文』『遊仙窟』『杜家雜書』（「杜家立成雜書要略」の原書）などをあげうるけれども、これらも中国での流行が推定される^⑨。上記のよう

な現象は、我が国における漢籍の受容が、中国における流行の書物、広くいうならば同時代の中国の学問傾向と極めて密接な関係にあつたことを示すものとして注目すべきであろう。

五

「魏徴時務策」をめぐる思いつくままに考察を加えてきたのであるが、これまでに述べたところを整理すれば、「魏徴時務策」の本簡には、次の点においてとくに重要な意味を見いだすことができる。即ちそれらの本簡によれば、少なくとも奈良時代後期には漢文の習学が、中央のみならず大宰府の書記あたりを包みこむまでに浸透していたと推定できることである。しかもこのような大宰府下級官人の学問は、「魏徴時務策」を媒介にして『三教指帰』や対策文の世界につながってゆく。奈良時代後期といえ、空海を含め多数の漢詩文作家を輩出した漢風謳歌時代の前夜に当る。この平安初期における漢文学の隆盛の契機については、これまで大同・弘仁期における文章経国論の提唱が注目され、主として文学思潮の面から考察が進められてきた。そしてかかる文学論が広く唱えられる素地として、官吏登庸試に合格するため、八世紀以来、官人達が漢詩文の教養を必要としたことがあげられている^⑩。しかしいうまでもないが、奈良時代を通じて全ての官人が困難な登庸試に登第して出仕し

たわけではなく、実際には諸司の雑任として官人見習いの地位から身を起こしていくものが多かったとみられる。^⑭むしろこれら一般の官人にもある程度漢詩文の教養がいきわたり、それが漢詩文作者の層を厚くすると同時に、文章経国論の提唱をも可能にしたとみるべきであろう。別稿でも考察した通り、^⑮中央では少なくとも八世紀前半以来、下級官人による漢詩文の習学が盛んであり、時期を下るに従って、その範囲はますます広がったことが考えられる。その事情を明らかに裏づけるのが、大宰府書生の筆になった「魏徴時務策」の木簡に他ならない。事実かかる情勢に対応するかのよう、宝亀年間以降、学識者を優遇し、大学寮入学を奨励する措置が次々にうちだされていった。宝亀二年には、有位者が登庸試に及第した場合、それまでの位階に一等を加えて叙するという規定も設けられている。^⑯宝亀以降の諸政策が、全体として学問奨励を目的としたことは確かであるが、反面、上に述べた宝亀二年の規定などは、下級官人で登庸試をうけ、それに及第するものが出てきたからこそ必要となったともいえる。漢文学興隆のスローガンが掲げられたのは、かかる状況の下であった。奈良時代官人の学問・教養をあとづけてくれば、漢風謳歌時代の到来はむしろ必然的帰結であったといってもいすぎではなからう。「魏徴時務策」の木簡は、単に大宰府のみならず、奈良・平安の交における文学・学問を考える上に、重要

な意義をもつということができる。

注

- ① 九州歴史資料館『大宰府史跡出土木簡概報』(一)。
- ② 倉住靖彦「大宰府政庁跡出土木簡について」(日本歴史三二二号)。
- ③ 『新・旧唐書』本伝、同宰相表による。
- ④ 小島憲之『国風暗黒時代の文学』上、一八八頁。
- ⑤ 李密については、布目潮瀧『隋唐史研究』上篇第二章参照。
- ⑥ 開元二十五年以後は、明経科の受験者にも時務策三道が課せられた。『唐六典』卷四、礼部尚書・侍郎条。
- ⑦ 布目氏注⑤前掲書上篇第二章及び下篇第三章参照。
- ⑧ 後掲『広弘明集』卷六の記事では、明らかに答の部分を魏徴の見解としている。
- ⑨ 引用は流布刊本に拠る。
- ⑩ 引用は天理大学附属図書館蔵天文鈔本(吉田兼右写)に拠り、あわせて流布刊本を参照した。
- ⑪ 流布刊本では「時務策注曰」云々とあるが、文体よりみて時務策本文とみるのが妥当であり、ここでは京大人文科学研究所々蔵写本の本文をとった。
- ⑫ 『慶応義塾図書館蔵和漢書善本解題』一三頁(阿部隆一氏執

筆、『三教指帰注』解説)、日本古典文学大系『和漢朗詠集・梁塵秘抄』三六頁(川口久雄氏解説)参照。

⑬ 寛治五年の記事に「時務第三卷注不見」とあるのは、「時務策三卷注不見」の誤写であって、「時務策」に附属しておくべき注が、道長の写本には省略されて見えないことを示すものであろう。

⑭ 王重民『敦煌古籍叙録』。

⑮ スタイン収集敦煌文献S・六一四により、あわせてS・一七二二を参照した(いずれもマイクロフィルム焼付)。

⑯ 『雕龍策』の名は『桂林風土記』にみえる(神田喜一郎『遊仙窟に関する一二の私見』、歴史と地理三一―一、参照)。小島憲之博士は「対策文の模範的な文章を収めたものか」とされる(『国風暗黒時代の文学』上、三八四頁)。

⑰ 判に関しては、市原亨吉『唐代の「判」について』(東方学報京都三三冊)に詳しい。

⑱ 滝川政次郎「令集解に見える唐の法律書」(『支那法制史研究』所収)。

⑲ 滝川政次郎「文苑英華の判について」(東洋学報二八一―二)。

⑳ 入矢義高「太公家教校釈」(『福井博士頌寿記念 東洋思想論集』所収)三五頁参照。

㉑ 汪立名『白香山詩集』所収「白香山年譜旧本」、花房英樹『白氏文集の批判的研究』参照。

㉒ 『旧唐書』経籍志の依拠資料については経籍志の序参照。なお木簡にみえる「特進鄭国公魏徵時務策卷」という書き方や、他の書物への引用のされ方からみると、本書が魏徵の別集(魏徵集)の一部として通行したとは考えられない。現に『新唐書』芸文志では、『魏徵集』と別に「魏徵時務策」が掲げられている。

㉓ 『宋史』芸文志の杜撰は定評がある。武内義雄『支那学研究法』一四六頁参照。

㉔ 陳垣『史諱举例』巻八、宋諱例の条下に、「諡文貞は文正と称す」と指摘。

㉕ 王重民注⑭前掲書。

㉖ 小島憲之『国風暗黒時代の文学』上、二二〇頁。

㉗ 木簡の数字は、『大宰府史跡出土木簡概報』(一)の通し番号。

㉘ 那波利貞「唐鈔本雜抄攷」(『唐代社会文化史研究』所収)二五九頁。

㉙ 空海が大学寮に学んだことは、『続日本後紀』承和二年三月庚午条、『三教指帰』序、「弘法大師御遺告」等にみえる。

㉚ 大宰府書生を中心に、書生一般を扱った論考として、波々伯

部守「九世紀における地方行政上の一問題」（史泉五〇号）がある。

③① 注①前掲書解説参照。

③② 写経に従事した式部書生については、注③③波々伯部論文参照。また式部書生が『続日本紀』の編纂（おそらくは浄書）に關係して賜階された例もある（『日本後紀』延暦十六年二月癸酉条）。

③③ 注①前掲書に指摘。

③④ 注①前掲書によれば、25と26、32と33がその例。

③⑤ 『類聚三代格』卷十四及び『貞観交替式』所収大同二年四月十五日官符。

③⑥ 阿部猛『尾張国解文の研究』は、儒轍||儒哲の宛字かという。なお国書生の中に巨富を蓄え、仏典を書写せしめるものもあったことは、『扶桑略記』（仁和四年条）所引の本朝法華驗記にみえる。

③⑦ 弘仁五年三月廿九日官符（『三代格』卷七所収）では、主政・主帳に任用する条件として、「身有_二勞効_一」とならんで「才堪_二時務_一」があげられている。

③⑧ 拙稿「奈良時代における文選の普及」（大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』所収）

③⑨ 同右。

④⑩ 『千字文』については拙稿「論語・千字文と藤原宮木簡」（『萬葉集研究』第五集所収）、『杜家雜書』については西野貞治「光明皇后筆の杜家立成をめぐって」（本誌二六号）参照。『遊仙窟』の著者張文成についても、『新唐書』張薦伝（卷一六一）に、（張文成）「其論著、率詆誚蕪猥、然大行_二一時_一、晚進莫_レ不_二反記_一」（張文成）とある。

④⑪ 小島憲之『国風暗黒時代の文学』中(七)七二四頁以下参照。

④⑫ 野村忠夫『官人制論』七七頁参照。

④⑬ 拙稿「論語・千字文と藤原宮木簡」（前掲）、「奈良時代における文選の普及」（前掲）、「王勃集と平城宮木簡」（本誌八八号）など。

④⑭ 『令集解』選叙令秀才出身条所引、宝龜二年三月十五日勅。その意義については野村忠夫『官人制論』七七頁参照。

（昭和五十一年七月五日稿）
同年七月二十九日補訂

「澄」の仮名存疑

木下正俊

天武天皇が崩じた時に、太后（持統）が長歌を含む三首の歌を詠んだ。次の歌はその第二首である。

燃ゆる火も取りて包みて袋には

入澄不言八面智男雲（卷二・一六〇）

この歌の第五句「智男雲」には定訓がない。『万葉考』は、「智」は「知曰」の合字で、「シルトイハナクモ」と読むべきだと言い、長い間これが行なわれた。これに対して、『定本』は「オモシラナクモ」（「面」を第五句に含める）と読み、『全註釈』・『大系』がこれを継いだ。

わたくしは「男」の字をナと読むことは無理だと思い、「唇内韻尾の省略される場合」（『萬葉』十号）にその理由を述べた。その後、その拙案を顧慮しながら、沢瀉博士は「イルトイハズヤ、アハムヒヲクモ」の新訓を提出された。しかし「面知」をアフ、アハムと読

「澄」の仮名存疑

むことに抵抗が感じられ、『講義』のように「何れも治定せる説とも見えず」と言って避けるのが、最も賢明だと思われる。よってこゝもこの第五句には触れずにおく。これから問題にしようと思うのは、第四句の中の「入澄」の「澄」の文字である。この「澄」を乙類トの仮名と解するのは、字音の上からいって無理ではないか、というのがわたくしの考えである。

この字は、古葉略類聚鈔にだけ「登」となっている。これによればきわめて簡単だが、金沢本をはじめ、他の古写本にすべて「澄」とあることを思えば、「登」は独立異文として斥けた方が無難である。

「澄」の字は、『広韻』によると、蒸韻に属し、直陵切で「激」と同じ音である。その蒸韻は *ieŋ* のような韻で、中心母音の *ɔ* は日本語のオ列乙類によく合うが、介母の *i* があるために、それのない登韻と同じように扱えない。

このことに最初に気付いたのは『代匠記』であろう。初稿本に「『澄』ハ『登』ノ誤」と注してある。『童蒙抄』も一案としてそれを言い、「考」などもそれを受けて、「騰」か、と言っている。この問題を正式に取り上げて論じたのは『古典大系』である。字音に関する注は、三人の校注者のうち、大野晋氏がされたものであろうが、その補注に次のように言う。

ここに用いられた、澄の字は蒸韻に属する文字である。蒸韻の文字は、隋唐の時代には、日本語のオ列乙類を表記するのに適しなかったが、やや古い時代の六朝の南方音ではオ列乙類を書くに適していた。興をコ乙類 ko に、凝をゴ乙類 go に用いるのがその例である。澄はやはり蒸韻に属するから、その古い韻によって用いられて、ト乙類 to を表現したものと思われる。澄のように舌音を頭子音に持つ文字は、音の変化が早いのが一般であるのに、澄だけが奈良朝でト乙類に用いられているのは、漢魏頃の古い字音が伝えられていたものであろう。

この『萬葉集一』が刊行されたのは昭和三十二年五月のことであるが、これに七か月遅れて『古事記大成』の「言語文字篇」が出た。その中で亀井孝氏は、「古事記はよめるか」と題して、『古事記』を中心とした音訓表記の問題点を論じておられるが、この「入澄」の「澄」についても触れ、助詞トに澄字をかなとして用いている例は他にないとして、

字音の上からみると第一に、澄は蒸韻に属し、舌上音であつて、かゝる音に属する字を日本語のトにあてることがは、他に例がない。第二に、澄は濁音字で、これに対応する舌頭音、登韻の騰の方は、萬葉集では、主として、ドのかなである。しかしながら、げんに、澄字が萬葉集の本文流伝のあひだに起つた誤

字でないかぎり、「(入)澄(不言)」を「(イル)ト(イハズ)」とよむヨミは、うごかしがたいところのものとおもはれる。：と言われる。

この亀井氏の論が、さきの『古典大系』の補注と直接のかかわりがあるか否かは知らないが、その反論と見られなくもないようである。すなわち、「澄」が舌上音である上に、濁音字でもあることの指摘がそう思わせる。

いかにも『古典大系』の言うように、日本漢字音の上に漢魏音の影響はある。この「澄」の字の属する蒸韻においても、

興。凝。敷道乎(卷十三・三二七四)

興。台産靈此云許語等武須毗(神代紀上)

などのコ・コゴ(興)、ゴ(凝)の萬葉仮名の例が認められる。また、「極」をコゴにあてた例もこれに準じて考えられよう。

極。此疑伊予能高嶺乃(卷三・三二二)

の「極」は、呉音ゴク(ゴコ)であるが、「窮也、高也」(広韻)とあって、意味の上からも近いため、敢えて採ったのであろう。義字的仮名的一种と見なしてもよい。同じ蒸韻の「綾」の字を、『和名抄』に

余綾与吕岐(相模国郡名)

と、ロギの二音仮名に使っているのも、右の延長線上に置いて考え

られないだろうか。

しかし、これらは、喉音（曉母）・牙音（群・疑母）であり、来母でのことである。これらと舌頭・舌上の別のある舌音とは同じように扱えないのではなからうか、と亀井氏は言われるのである。中古音であれば、舌頭・舌上の区別がはっきりしているの、これが混同される可能性は少ない。しかし、この「澄」が、『古典大系』の補注に言うように、漢魏音であったとしたら、その点では亀井氏の指摘は当を得ないことになるであろう。

なんとなれば、清の錢大昕が『十駕齋養新録』巻五で既に言っているように、上古音では舌頭・舌上の区別はなかったらしいからである。原本『玉篇』の反切に見てもそのことは確かめられる。すなわち、『広韻』では端・透・定の舌頭音を反切上字に持っている字が、『玉篇』では、後世の分類によれば知・徹・澄の舌上に属する字を反切上字にするからである。^(注)『古典大系』の、漢魏音だろう、という推測説は巧妙というべきである。

ただ、亀井氏のもう一つの指摘である、この「澄」が濁音字であることについては、『古典大系』の漢魏音説も答えることはできないであろう。登韻（舌頭）所属の濁音字である「騰」を、清音仮名に使うこともあるのは、後世の漢音の枠内での話であって（『萬葉集語法の研究』三四二ページ）、これとそれとを同じように論ずる

ことは時代錯誤に陥ろう。萬葉仮名の研究で、切韻音で処理が付かなくなったとき、これを先秦音だとか、漢魏音だろうとか言うのには、よほどの用意が必要だろう。

ではどのように考えるべきか。わたくしは、「澄」は「燈」の誤りと見る。「燈」は、『広韻』によると都滕切、乙類トの常用仮名、端母の「登」と同音である。「燈」の字が仮名に使われているのは、わたくしの知るかぎり、『新撰姓氏録』の河内国神別「氷連」について、

石上朝臣同祖 饒速日命十一世孫伊己燈宿禰之後也

とあるのが、唯一の例で、そのイコトスクネは、

大和国神別佐為連 石上朝臣同祖 神饒速日命十七世（「十世」

とも）孫伊己止足尼之後也

河内国神別高屋連 同神（饒速日命をさす）十世孫伊己止足尼

大連之後也

ともあって、この「燈」が乙類トの仮名に用いられたことは疑いなかろう。

ただし、どうして「燈」の字が、天武崩御の際の持統天皇の歌に現われたか、については十分に答えられない。しいて言えば、臆測の域を出ないが、この歌は、『考』が

後世も、火を踏わざを為といへば、其御時在し役ノ小角がとも

がらの火を袋に包みなどする、恠わざき術わざする事有けん
と言っているように、火にまつわる咒術を詠んだものらしいということと関係があらう。火への連想が火偏の字「燈」を書かせた、これを一往の案としておきたい。

注

『広韻』で端・透・定母の反切上字を持つ字で、『玉篇』に知・徹・澄母所属になっている字は次のとおりである。

知(玉篇) ↓ 端(広韻)

×・竹与反(玉) ↓ 丁呂切(広) ×は言偏に「貯」の旁

をかく

×・竹返反(玉) ↓ 都豆切(広) ×は言偏に「豆」をか

く

徹(玉篇) ↓ 透(広韻)

討・恥老反(玉) ↓ 他浩切(広)

貪・恥南反(玉) ↓ 他含切(広)

汀・勅丁反(玉) ↓ 他丁切(広)

饜・勅高反(玉) ↓ 土刀切(広)

×・勅高反(玉) ↓ 土刀切(広) ×は糸偏に「蹈」の旁

をかく

澄(玉篇) ↓ 定(広韻)

湛・直斬反(玉) ↓ 徒減切(広)

×・直連反(玉) ↓ 徒早切(広) ×は糸偏に「壇」の旁

をかく

最後に示した「×」は糸偏に「壇」の旁は、『広韻』によると、それぞれの反切下字の「連」「早」は、「連」―平声三等、「早」―上声一等で、四声・等位に差があり、若干疑問があるが、一往挙げておいた。

《紹介》

中村宗彦編

釈大典 詩語解・文語解 並に 索引

○学界を便益するところ莫大な『九条本文選古訓集』(既刊第一集〜第三集)を提供しつつある編者が、このたび(昭和五十一年三月)は、釈大典禅師の語辞究明の両名著を復刻し、解説・仮名索引(俚語訓をも掲ぐ)・画引索引を付したものを編まれた。その価値・効用は、小島憲之博士の序に尽きる。
○詩語解・文語解の両書につき、二丁分を縮写して一ページ上下二段に収め、索引は8ポ三段組。A5判 総二一〇頁。
○頒価一、三〇〇円(送料共)
○受取人指定の郵便小為替を簡易書留で、または現金書留により送金のこと。
○申込み先 〒584 大阪府富田林市錦織志学台

大谷女子大学出版部

彙報

報告

○訃音

本学会顧問久松潜一博士が、去る三月二日逝去なさいました。謹んで学恩を想い、あわせて御冥福をお祈り申し上げます。

予告

○昭和五十一年度萬葉学会大会（十月二日（土）～四日（月））

当学会本年度（通算第二十八回）大会を、左記の要領で開催いたします。すでに、別途御案内により七月三十日を限って宿泊・懇親会・萬葉旅行のお申込を承りましたが、変更（取消しを含む）・新規予約をなさる方は九月二十日（月）までに左記「大会予約係」あてにお申し出ください。

なお、本大会は、熊本女子大学・人吉市・人吉市教育委員会との共催になります。第二日の会場変更のこと、御諒承願います。

第一日

公開講演会（二日（土）午後一時半～五時半）

会場 人吉市民会館（人吉市九日町、電話〇九六二―三―四九七）

挨拶

人吉市長 永田正義氏

彙報

九州の萬葉学と書入本 九州大学教授 春日和男氏
 心情と風土 大阪大学名誉教授 犬養孝氏
 挨拶―萬葉雑感― 大阪市立大学名誉教授 小島憲之氏

懇親会（同日午後六時より） 会費 四、〇〇〇円

会場 平安閣（人吉市宝来町、電話〇九六二―二―五三）

第二日 会場 人吉球磨信用組合会議室

（人吉市中青井町、電話 九六二―三―三六）

研究発表会（三日（日）午前九時半～午後四時半）

作者名記載の有無より編纂意図を考える 岡嶋秀仁氏

赤人の吉野 坂本信幸氏

「漁する人を見ませ」 広岡義隆氏

大伴家持における枕詞の一傾向 久保昭雄氏

貧窮問答の歌―反歌をめぐる― 芳賀紀雄氏

大伴坂上郎女と卷十三 清原和義氏

萬葉集編纂資料としての遣新羅使等の歌 原田貞義氏

河内王を悼む歌三首 林田正男氏

挨拶―聴聞所感― 学会代表 小島憲之氏

萬葉旅行見学地解説 熊本女子大学教授 本田義彦氏

第三日

萬葉旅行（四日（月）午前九時出発） 臨地指導 本田義彦氏

見学地 球磨(球磨川下り)・水島・野坂の浦・薩摩の迫戸

費用 四、〇〇〇円(川下り舟乗船料・バス乗車料を含む)

解散 国鉄「出水(いづみ)」駅(午後五時ごろ)

参考 出水発一七時三六分小倉行へ特急「有明9号」

(博多着二〇時二五分)

出水発一八時三五分新大阪行へ寝台特急「なは号」

新大阪着七時三五分

宿泊等の申込先

〒868 人吉市宝来町一三四〇、平安閣(電話〇九三二一五三三)内、

萬葉学会「大会予約」係

かならず、右期日までに、宿泊(後記A・B・Cの別、宿泊日)、

萬葉旅行、懇親会の各項を明記してお申込みください。一括して

平安閣で受付けて、御希望のA・B・Cに割当てます。

宿泊 A 温泉旅館 約七〇〇円(二食付)

B ビジネスホテル 五、五〇〇円(二食付) 三、〇〇〇円(朝食付)

C 国民宿舎 三、二〇〇円(二食付) 二、二〇〇円(朝食付)

なお、懇親会費・萬葉旅行費は、学会第一日(十月二日)に会

場受付において申受けます。

また、「出張懇請書」御入用の向きは、学会本部宛、九月二十

日(月)までに御請求ください。

会員名簿補訂

○新入会員

板垣 徹	115	東京都北区桐ヶ丘三丁目一五	N三一二二号
井上 恭英	569	高槻市松ヶ丘二一二一九	
内田 賢徳	567	茨木市中津町二一一一五	
奥野 綾子	603	京都市北区衣笠西馬場町四〇	
奥村 真理子	603	京都市北区上賀茂北ノ原町二八	
片山 喜八郎	328	栃木市平井町六〇八	国学院大学栃木図書館内
門倉 浩	292	市川市曾谷七一一〇一二	
香取 美樹	330	大宮市高木三〇	
加茂 徳明	432	浜松市鹿谷町一一一〇	
河野 あい子	601	京都市南区九条大路河原町東入	服部方
川野 文子	813	福岡市東区名島汐見町二七五一	
熊野 直	180	武蔵野市吉祥寺北町一一三一五	黒沢方
黒川 洋一	606	京都市左京区吉田上大路町二〇	
佐々木 民夫	490-23	山形市大字松原四〇四	鈴木清七方
塩谷 宗	182	狛江市和泉二六一六	青葉荘
鈴木 敦子	649-66	和歌山県那賀郡那賀町名手上	
芹沢 敏夫	174	東京都板橋区宮本町二九一五	
大東文化大学	184	東京都板橋区高島平一一九一一	
図書館	711	倉敷市児島田ノ口五丁目二一五五	
田中 史子			

中央大学図書館 101 東京都千代田区神田駿河台三一九
 中谷 正子 641 和歌山市和歌川町七―五
 細野 京子 254 平塚市四ノ宮五一九
 武藤美也子 658 神戸市東灘区北青木四―一六―三
 山田 正 466 名古屋市昭和区八事本町三一―一八
 吉野 初代 244 横浜市戸塚区和泉町四二〇五
 ○住所変更(住居表示変更・改姓等を含む)
 吾郷寅之進 630 奈良市佐紀水上池東町二〇四六
 石原英司 588 尾張旭市大字印場字東向畑一〇五五―一〇
 跡見学園女子大学
 国文学科研究室 352 新座市中町一―九―六
 跡見学園女子大学
 図書館 352 新座市中町一―九―六
 伊藤 博明 274 舟橋市前原東六―一二―二 松峰荘
 井上 治夫 607 京都市東山区山科西野阿芸沢二五―一 G 二二三
 上野真砂子 292 木更津市畑沢九一〇―二 畑沢アパートA 二―一二
 江間 秀明 430 浜松市板屋町三三
 衛藤 兵衛 590 堺市奥本町一丁八八―一二
 遠藤 邦基 606 京都市左京区下鴨上川原町四三
 奥村 恒哉 526 伊勢市倭町八四
 尾崎 富義 420 静岡市瀬名一六二
 加地 俊一 581 八尾市小阪合町一―九―一九
 嘉手苺 千鶴子 251 藤沢市大鋸一―三六 松田方

河野 頼人 803 北九州市小倉北区板櫃町二〇番二―五〇二
 岸本 翠 593 堺市上野芝向ヶ丘町四丁一三八九
 北野 達 124 東京都杉並区荻窪五―二―四ライオンズマンション
 荻窪二〇二二
 北村 英子 577 東大阪市菱屋西八〇―一〇 庫本方
 久保 昭雄 861-21 熊本市若葉五丁目一六―五
 桑川 光樹 248 鎌倉市稲村ヶ崎五―三七―四
 蔵中 進 653 神戸市長田区鹿松町三丁目四―一八
 後藤 昭雄 424 清水市折戸一〇〇〇 三保第一住宅七三五
 小林 吉一 328 栃木市柳橋町三―一二
 小松 晴彦 188 田無市芝久保二―一四―四
 迫野 虔徳 802 熊本市東町四―二東町南住宅二―二五
 佐藤 寿子 080-24 帯広市西廿一条南二丁目二―四一
 東海林 弘 256 小田原市小竹七三五―七一 橋団地二六―三
 白藤 礼幸 193 八王子市館町一〇九七 館ヶ丘団地一―六―一〇〇一
 新道 宗紀 589 大阪府南河内郡狭山町ぐみの木三二〇
 善津屋マンション
 砂入 恒夫 180-03 東久留米市前沢二丁目一〇―九
 瀬古 確 280 千葉市宮野木町一五五―一〇
 高橋 克美 062 札幌市豊平区平岸四条十丁目八一
 高橋 善治 516 伊勢市中村町二九―二 神宮みやこ寮内
 高林 誠一 591 堺市百舌赤畑町五丁六四七
 田野 登 553 大阪市福島区鷺洲二―二―二三
 辻 憲男 663 西宮市田中町一丁目一―一七―四〇一

寺川真知夫	533	大阪市東淀川区東淡路町一四四、二一三二七
中村宗彦	631	奈良市二名町一九八〇一〇一六
中村幸彦	565	吹田市千里山西四丁目三二二三
西野和子	151	東京都渋谷区恵比寿四一九一〇〇
野口嘉生	068-06	北海道夕張市鹿島富士町四一八
野村君代	591	堺市新金岡町一丁七二六六一〇六
蜂矢真郷	663	西宮市高松町二一一一九
Halla Istvan		Hungary. H-1204. Budapest. XX. Eperjesi. u. 56. I-4
半沢正一	960	福島市宮町四一二二
藤田福夫	465	名古屋市中東区西里町四丁目五三
G. Wenck	251	藤沢市鶴沼藤ヶ谷三一八一六 新田義之方
堀井隆川	193	八王子市元八王子町三丁目三三九七 真照寺
本位田重美	658	神戸市東灘区本山町岡本八丁目六一一
真下厚	569	茨木市寺田町五一一三七
増田茂恭	573	枚方市津田四五九三一一七七
松下一夫	591	堺市大豆塚町一丁、大豆塚第三団地二〇号
松島英明	376	桐生市堤町二丁目一五一
村瀬憲夫	640	和歌山市黒田一六三一二 井上マンション二〇二
村山出	080	帯広市西五条南廿五丁目 桜谷方
森河百合子	113	東京都文京区千駄木四一一八一
山崎栄一	153	東京都目黒区大橋一一六一三一一五〇五
吉川拓男	606	京都市北区紫竹上竹殿町二一 岩松十二郎方

早稲田大学教育学部国文学研究室	160	東京都新宿区西早稲田一六一一
早稲田大学図書館	160	東京都新宿区西早稲田一六一一
渡瀬昌忠	191	日野市多摩平六一三四一三
渡辺護	233	横浜市南区大岡三一六一一五

萬葉歌人系譜

厚手上質紙 (57×77cm) 四色刷大図版
 頒価五〇〇円 送料六〇円
 ○澤瀉久孝博士考案 蜂矢宣朗・大浜巖比古・吉井巖三氏補訂
 ○「萬葉歌人系譜の見方」(別紙解説) つき 袋入り
 ○揭示・携帯いづれにも利便

特殊假名遣表

厚手上質紙B6判両面刷 一紙五〇円 送料四〇円
 ○動詞・形容詞・助動詞 各活用表つき
 ○上代文献解説用に常時必備の小道具
 ○テキスト・注釈書等に挿入至便

申込み先 〒603 京都市北区小山堀池町二九

大地 廣部重汪

振替 京都四二八二八番

編集後記

○諸般の事情のため発刊の遅れたことを、まず会員各位にお詫び申し上げます。

○本年度の当学会大会を、熊本女子大学の本田義彦教授の御尽力によって、別項「予告」のとおり準備することができた。このうえとも、同学諸氏の御参加を期待する。

○右大会の講演会には、犬養・春日両氏を煩わすこととなった。厚く謝意を表す。

○下掲の「投稿規定」の第二項中の「萬葉に関連する各分野の研究論文」を「上代の言語・文学に関連する各分野の研究論文、研究のための資料」とゆるやかにお読み取りのうえ、なにとぞ、今後とも、御成果を惜しみなく本誌にお寄せいただきたい。(神堀)

◇お願い◇

1 御投稿、書籍・雑誌の御寄贈は学会本部あて
2 入会申込み、住所変更・改姓等の届出、学会費の現金(小切手・小為替)による納入、本誌既刊号の購入等の事務事項は、すべて下記の京都「大地」あてにお願いいたします。

投稿規定

一、投稿資格は会員に限る。

一、内容は萬葉に関連する各分野の研究論文。

一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度(ただし「黄葉片々」欄は十枚以内)。

一、原稿は一切返却しない。採否決定は編集部に一任のこと。

一、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製(実費執筆者負担)は、あらかじめ希望のある場合に限る。

萬葉學會会則

一、本会は萬葉學會と称する。

一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて会員となることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を発行する。

一、本会は随時、萬葉に関する見学旅行、文献の展観、研究発表会、講習会、講演会、

図書出版、その他を行なふ。

一、会員は、年額二千四百円の会費(誌代を含む)を年度初に納入する。

一、本会の事務は

大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内(郵便番号五六四)

において行なふ。

昭和五十一年八月二十日印刷
昭和五十一年八月二十五日発行

頒価 六百元

〒564 大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内

電話(06)三八八一―一二二一

(内線三九四)

編集・発行 萬葉學會

代表者 小島憲之

振替 大阪二九一四七番

〒603 京都市北区小山堀池町二九

発売事務取扱 大地

代表者 廣部重汪

電話(075)二一―一三六一

昭和五十一年八月二十五日発行

萬葉

頒価 六百元
送料 二十円